

平成27年3月9日(月曜日)

(会議第2日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番		3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番		8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	矢野昭三
16番	小永正裕				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	川村一秋	住民課長	金子富太
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	森下昌三
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	今西文明	会計管理者	矢野雅彦
教育長	坂本勝	教育次長	畦地和也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議 事 日 程 第 2 号

平成27年3月9日 9時00分 開議

日程第1 議案第66号から議案第105号まで  
(質疑・委員会付託)

## 議 事 の 経 過

平成 27 年 3 月 9 日  
午前 9 時 00 分 開会

議長（小永正裕君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

浜村博君から遅刻の届け出が提出されましたので、ご報告致します。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 1、議案第 66 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてから、議案第 105 号、平成 27 年度黒潮町水道事業特別会計予算についてまでを一括議題とします。

これから質疑を行います。

初めに、議案第 66 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

少しお伺いします。

前回でしたか、一般質問の中でも出しましたけども、この条例改正によってですね、みなし法人、北部地域が唯一、課税をされておるようです。赤字であっても課税されておるという質問をさせていただきましたが、

この条例によって、その 51 条の 8 号ですかね、ここに、町長が特に認めたものという記載がございますが、これで適用できるのでしょうか。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（川村一秋君）

おはようございます。

それではご質問にお答え致します。

今回の条例改正のですね、8 号の、前各号に類するもので、町長が特に認めたものということで。

この前各号に類するものというのはですね、あくまでも収益事業を行っていない法人等ということになりますので、北部地域の場合は収益事業を行っていればですね、やはり課税されるようになります。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 66 号の質疑を終わります。

次に、議案第 67 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

西村君。

3 番（西村將伸君）

今回の場合に、当初予算にも特別手当 47 万 5,000 円ですか、予算組まれてるんですけども。

この管理者への特別手当というのは、管理者手当というのもこれまでにあったんですけども、そういったこととの整合性。そういったことの議論をどんなことがなされたか。

それと、6,000 円を超えない範囲というんですけども、これは時間給になっていくんでしょうか。

そのへんのことをお聞きしたいと思います。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

西村議員のご質問、お答えします。

管理職の特勤手当についてでございますけれども、これまではいわゆる土日祝日、週休日に限って、1 万 2,000 円の支給がございました。前段の提案理由のご説明でも申し上げましたように、これを平日の深夜から午前 5 時に限って一定 6,000 円を支給していこうという、支払いの幅を広げたところでございます。

6,000 円というのは、時間給じゃなくて限定の金額というふうにご理解ください。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

これは黒潮町に限ってでしょうか。それとも上位法、まあ他町村でもですね、全国的にこういった手当が出されるようになったのかどうか。

そこを 1 点お聞きしたい。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

国の準則にのっとってやっておりますので、全国的なものでございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 67 号の質疑を終わります。

次に、議案第 68 号、黒潮町振興計画審議会条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 68 号の質疑を終わります。

次に、議案第 69 号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 69 号の質疑を終わります。

次に、議案第 70 号、黒潮町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 70 号の質疑を終わります。

次に、議案第 71 号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 71 号の質疑を終わります。

次に、議案第 72 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 72 号の質疑を終わります。

次に、議案第 73 号、黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 73 号の質疑を終わります。

次に、議案第 74 号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 74 号の質疑を終わります。

次に、議案第 75 号、教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 75 号の質疑を終わります。

次に、議案第 76 号、黒潮町職員定数条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 76 号の質疑を終わります。

次に、議案第 77 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

山崎君。

8 番 (山崎正男君)

この黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例ですが、今回、佐賀地域の海洋森林課と建設課を合体さすというような条例のようでございますが。

これによってですね、佐賀地域の振興意欲といえますか、熱意をどのように盛り上げていく予定があるのか。

そこだけお聞きします。

議長 (小永正裕君)

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えをします。

佐賀地域の機構について、佐賀支所の方で1課減というふうなことでなっております。

これからの機構、それから全体の業務の配分等は、これ以降も機構が終わったわけではなくてですね、いろいろ考えていきたいというふうに考えております。

（議場から何事か発言あり）

議長（小永正裕君）

よろしいですか。

また、委員会のときに質疑してください。よろしくお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ちょっと、出だしがばたばたしましたけども。

これは一般質問にも通告はしておりますけども、重なる部分があるかとは思いますが、佐賀地域の住民にとってみればですね、重要なことなのです。委員会付託のこともありますので、その前にお伺いをさせていただきたいと思います。

今から先、高規格道路の早期実現を図る要としての支所機能の充実を図るべきときに、この支所機能を縮小しているというのはなぜでしょうか。

カツオの町黒潮町の看板でもあります海洋森林課も、兼務になると機能の低下というものは間違いございません。絶対、1人の課長で現在の建設課の課長を兼ねるということも、機能が落ちることには間違いありません。

前の2008年の平成20年の2月6日、および2月18日の2回にわたり高知新聞にも記載されたことと、ほぼ同じことをしようとしているとしか思えません。当時は係長に諮問をしたようですが、今回は、何年も開いてない地域審議会を急ぎよ、委員の委嘱を一日で答申を求めたようですが、幾らでも構想の審議会を開いたりして住民の意見を聞く機会もあったと思います。また、職員とも協議したようですが、議会の方には今回初めて提案されましたし、どうしてこのような条例を出されたのか、私にはよく分かりません。

その点についてお伺いします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

今回の行政組織条例の一部を改正する条例、つまり機構改革についての条例の提案について、概略を説明させていただきます。

まず大前提なのはですね、佐賀庁舎が佐賀の業務を行って、大方庁舎が大方の業務を行っているということではないということです。ここはまず、ご理解いただけたところだと思います。

その中で、今、ご承知のとおりここ数年、大規模予算が続いておりまして、これらをしっかりと消化していく。あるいは、次年度にもしっかりと住民サービスを乗せた予算計上をさせていただくことが、広く佐賀地域も大方地域も含めて、住民サービスの最大化ということだと思っております。しかしながら、ただ予算を挙げればよいというものではなくて、それがしっかりと適切に消化されて初めて住民の皆さんのサー

ビスにつながるわけでございまして、ならば、この組織体としての住民サービスの生産能力をいかに最大化していくか。これが、まず第一の判断でございます。

それからもう一つは、これは審議会からも言われましたが、もともと違う行政を自治体でやっていて、それが対等合併してるわけですから、当然のことながら支所を配置する旧佐賀町域、ここへの配慮も必要であるとそうように考えております。しかしながら、この課の統合をすることによって全体の組織力の最大化を図ると。それによって結果、佐賀の皆さまにも住民サービスが提供できると、増加できるということにらんだ上での組織の変更でございます。

それから、地域審議会のお話もご指摘いただきました。もう少し手前ですすね、開催できていたのではないかというご指摘ですが、まったくそのとおりであると思います。

幾つか調整案件がございます、今回審議会を開かせていただきました理由は2つございます。一つは、この組織条例。それからもう一つは、合併当初に組まれていた建設計画。こちらの方が、合併特例債の延期、延長という一つのイベントがございます、それに伴って建設計画が少し変わってくるということで、こちらは審議会の皆さまの方に、改正した分についてのお示しをする必要があるということで開かせていただいたと。

そして、この審議会の中でもですすね、さまざまご意見を賜りましたが、自分たちの提案についてはもちろん、諸手を挙げて賛成ということではないと思います。佐賀の皆さんですから。しかしながら、まあ苦渋の決断といたしますか、ご理解をいただいたと。しかしながら、住民サービスが低下することのないようにということを審議会の会長からも答申をいただいておりますので、そちらをしっかりと、この組織改革によって自分たちもその意識を忘れず努めていくと。これによって、しっかりと佐賀の皆さまにもこれまで以上のサービスが提供できると、そうように考えております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

藤本君。

9番（藤本岩義君）

町長が今言われたことは確かに、表面的には確かにそういうことでいけば落とさない。当然、同じ黒潮町ですすので、おっしゃられるとおりでらうと思います。

しかし、住民的な感情の部分とか気持ちの部分からいきますと、これはですすね、やはり十分住民に納得しないと、やはり抵抗を感じることがあります。これは私、町内の住民の方からたくさんそういう話を聞きましたので。私が知るよりも先に住民の方が、3課が2つになる話を聞いておった。というのは、職員の方たちから聞いた話であろうと思います。職員の方には早くからそういう形で言うておってですすね、議会の方には全然話がなくて今回出てきたということになります。やはり手順としてはですすね、きちっとやっぱり踏んでおくべきであろうと。そういう手順を踏んだ上で、論議が起きてですすね、こういう議案が提出されるのであればですすね、それは町長が今おっしゃられたことを納得できる部分も出てくると思います。審議会も、先ほども言いましたように急に開いてですすね、急に、その日に決めないかんということであれば、住民に聞く機会がなかったと。もうその日に決めてくださいというような、性急な求め方であったとお伺いしております。

そうなってくると、先ほども言いましたように20年のときに、しばらくしてから統合の成果を挙げるためにきちっと検討して、その機構組織を変えていくという合併協の決定事項よりも早くですすね、やったときと同じように住民は思うてるわけですすよ。これはですすね、やはり議会にも、職員にも、当然、地域審議会の方にも併せて出しておいて、やっぱりそういう住民のニーズを広く聞いた上で最終決断をされるというのであればよく分かりますが、これでは何かこう、ぱっと出してぱっと決めるというようなことになってきます。言いゆうこと

とやりゆうことが、若干違うように感じます。まあこれは議案 73 号ですかね、そちらの方にも関係しちゆう分ですけども、どうもおかしいのではないかなと。

ほんで、まあ先ほど言いよりました、町長はそういう低下を招かんということですけども、町長の施政方針の 8 ページのどこにもあります水産業のことについてはものすごくいいことを書いておられまして、いろんな施策を述べておられます。しかし、落とさないといってもですね、そこにおける管理職が、現在であれば他の課の者を業務として行うとなればですよ、当然、その人間のあれには能力にも限度があると思いますので、低下は絶対免れんというがは、これはもう誰におっしゃられても僕は間違いないと思います。1 人の人が、今まで 2 つやりゆうのを 3 つやるということになってくればですね、低下は免れないと、こう思います。今の建設課長が仕事してないというがやったら話は分かりますけど、そんなことはないです。毎日行っても、おらないときも結構あるがですよ。もう、きりきり舞っています。高速道路の問題も、今度、高規格道路の問題もさることながら、いろんな所に出掛けておりますので。少ない人数でやりゆう所だからというのはどんなもんかなと。

少ない人数にしたのは、これは執行部の方が仕事をまとめるためにのけていったに過ぎませんので、その分だけ濃い仕事をしておるはずですよ。その濃い仕事の延長が、高規格道路の延伸を図ろうとしゆう黒潮町の重要な課題の一つに適合するがじゃないかなと思います。今から先は、その窓口として高規格道路の早期延伸を、この黒潮町の本庁舎のある入野までやっぱり伸ばすためにはですね、そこにやっぱり力を注ぐということ、住民の人にも、国交省にも、県にもやっぱりアピールするためにも、そのメインである建設課がなくなってくるとですね、あらと思うがは当然です。それは、町長の方は国やそちらの方と話しておられるので、そんなことは関係なしにいくかも分かりませんが、そこで働いておる国交省の職員らにおいてはですね、多分、町がそういう受け入れ態勢をきちっと整備しておってですね、用地やそんなものを進めていただければ、より早く予算もつくであろうし、早くいくということは誰にも想定ができると思います。

この状態では、受け入れ体制が弱めておるとしか受け取れないと思うんですが、いかがですか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

課の統合をしてですね、すべての組織力が下がるという議論をしていると、組織機構の改革は絶対できません。先ほど副町長も少し触れましたけれども、これで機構改革は終わりではなくて、次年度以降も予定をさせていただきます。それはすべて、皆さまから頂いた原資を最大限活用して、住民サービスをどれだけ最大化して皆さんにお返しすることができるかと。そのための推進体制はどうあるべきなのかということも議論して、今回提案させていただいているということでございます。

それから、これ議員からも質問の中でご指摘いただきましたが、決して属人的にやっているわけではございませんで、機構としてやっているわけでございます。そういう中でですね、今、この最大化されていくこの予算ですね。これを消化していくための機構として、1 課 1 系の体制が自分たちは有する余裕があるのかどうか。今、うちの職員がどれだけ死に物狂いで頑張ってるかということも多分議員はご承知のことだと思いますが、そういった全体をふかんして、いかにこの予算を消化していくか。あるいは、次年度からもしっかりとした予算を組んで、皆さんに利益還元ができるか。こういったことを全体的に考えた上での提案ということでございます。

よって、言われるように課長が 2 人の所が 1 人になるわけですから、その課長 1 人分の低下は避けられないかも分からない。しかしながら、それは本庁においても同様でございます。本来なら分離したい所も、統一のままでいってる所もあるんです。これは今回ここだけがクローズアップされますが、そうではなくて全体的



な調整の中で提案させていただいている案件ですので、そのへんのことですね、ご理解いただければと思います。

議長（小永正裕君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

合併した当初からですね、こういった機構改革、また統合と。これは当然、推し量れるわけです。

ただ、この10年近くこの合併後というのは、下村町政のときもそうでしたけれども、両町民の融和を図ると。そういったことが第一の目的だったろうと思うんです。ただ、ここ10年近くたって機構改革が進む中で、佐賀地域の住民からしたら、庁舎の建て替えが担保されているわけでもない。まあ高知市のように、春野に小さなコンパクトな庁舎を建て替えと、そういった記事も載ったわけですが、そういったことが担保されるわけでもなくて。

ただ、仕事量なんですけども、この庁舎で議会活動しておってもですね、議会の委員会なんかでも部屋数が足りなくて、どこか間借りをせないかと。そういった状況なのに、佐賀庁舎はあんまり使われない。私、やっぱり歩いていける距離が庁舎ではなくてですね、やっぱり佐賀地域からもこの庁舎に通われている職員もおるように、大方地域からも佐賀地域の庁舎に通っていただくと。そういった仕事量の配分もあろうと思うんです。

そういったことを含めですね、この機構改革には最大限そういったことに配慮していただきたいと思うんですが、そのへんをお聞きしたいと思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

先ほども申し上げましたように、今回の海洋と建設の両課の統合ですけれども、これは佐賀の皆さんだけにご不自由を掛けるというたぐいのものではないと、自分は認識しております。

例えば、海洋といいますと、うちは当然カツオが有名でして、佐賀は水揚げ高でも、町内の漁港の中でも断トツでございます。しかしながら、大方地域にもやっぱり漁師さんはおられるわけで。これは林業も一緒でございます。

そう考えますと、ここの機構改革によってこの機能を統合することによって、全体的な住民サービスの生産能力を向上させるということが、結果、佐賀の皆さんにもよしとされるということを自分たちは目指していかなければならない。これがまず大前提です。

それからもう一つは、おっしゃっていただきましたように、冒頭も申し上げました、旧両町で長年にわたってそれぞれ別の自治体で行政をやっているわけですから、しかもそれが対等合併ということですので。まあ本庁機能はこちらにございますが、そこはしっかりとですね配慮をしなければならないと。そこらもすべて踏まえた上で、庁舎内で協議をさせていただいて、それでもなお、この課を統合すべきであろうというのが自分たちの結論でございます。

高規格道路のお話もいただきました。おっしゃるとおりだと思います。姿勢を見せることもしっかり必要でございます。しかしながらそこは、自分の営業力でカバーができる所も多分あると思います。そうした所は自分も今まで以上に一生懸命やりますし、あるいは、この課の統合によって生まれた余力で、そこでまたさらなる住民サービスを生み出していくということで、結果、住民の皆さんの福祉向上につながればという思いでやってるわけでございます。

それから、今後の見通しですけれども、どうしても人口減社会によって、職員数の削減圧力というのは避けられないと思っております。これはもう残念ながら、仕方のないことではあろうかと思えます。そういう中で、繰り返しになって大変恐縮ですが、いかに住民サービスの生産能力を低下させずに職員削減を達していくかということになると、推進体制がいかなる推進体制であるべきなのか。これが機構だと思っております。

よって、今回も、もちろん住民の皆さま、すべての皆さんが諸手を挙げて賛成ということではなかろうと思えます。しかしながら、今後のしっかりとした住民サービスの提供。こちらをしっかりと評価いただいておりますね、ここではご理解いただきたいと思っております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

小松君。

1 番（小松孝年君）

この組織についてはですね、まあ仕事の効率を考えてよく作ってるんじゃないかと思えますけども。

自分の質問はですね、今回 77 号でですね、庁舎建設に関することがまちづくり課の中に入っております。

これはちょっと委員会のこともありますのでお聞きしますけれども、予算の中では 2 款に入ってますけれども、ひょっとこの 77 号を問うたときにですね、その予算の方は別に変更はなさらないのか。まあ、後でまた変更するのか。

お尋ねします。款を。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えをします。

予算はですね、款、どこにあらうとその場で執行ができますので、そのままと致したいと思います。

よろしく願います。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

10 番（明神照男君）

いや自分、今、その地方創生いうことを国が出してきてね、それで 2 月の 7 日やったかね、担当大臣の石破大臣も高知で、もう今から公共事業じゃいかん、それから企業誘致みたいなことじゃいかんと。田舎が元気になるには、やっぱり一次産業を大事にせないかん。一次産業が元気にならざったら日本は駄目になるというような話をされた。いや、この人頭がええよ思うてね、田舎へ来て言う話が。自分、聞いたことでした。

そこで今言う、この機構改革。町長もいつも、うちの町は一次産業の町や。農業、漁業、地場産業が元気にならないかん、いうことをおっしゃいます。そのとおりに自分思うがです。が、残念なことには、漁業にしても農業にしても、まあいつも言わせてもらうことで、百姓さんがお米作ってご飯が食べれん。漁師がカツオ取ってきてご飯が食べれん。ということで、田舎はどんどんどん駄目になりよるというようなことがあって。

それで自分ね、この機構については佐賀が海洋と森林。まあその前は、佐賀のときは商工やった。そのころはまだ、佐賀のときは今ほどいろいろな問題出てきてなかったき、そんなにも思わざった。けど、この合併してから後、漁業と山とがよ、どんな関係があるがやおかというように思いよったわけです。が、別の見方を

したらよね、今から山、海、それからまあ田んぼいうかね、それぞれが元気にならないかん。ほんで、まあ海と山やき、ある部分では関連しちゃうよね、ほんでまあ一緒にしたのかなというような思いもしちよりました。

それで今の現実の問題ね、今もよういわれるように、山が元気にならないかん、海が元気にならないかん。ほんで、まあ山は農も、百姓さんの部分も畜産も入れてのことですけれど、そういうことをいわれておるとき。ほんでね、自分、今こそね、今の機構なかったら海洋の部分は海洋の部分で1つの課長にする。それから森林、それから農業。まあ、産業のあれで大方にはありますけれど。自分の考えやったらね、そういうように自分思うにもかかわらず、まあ今度あれを一緒になっちゃおう。

ほんで自分ね、むしろね、この建設課を統合するがやったら、まちづくり課となぜ一緒にせざつろうかというように、自分思うわけです。自分は。そういうことで、まあお二人の質問いうかね、で大体町長のお考えは分かりましたけれど。

ほんで、もう1点がね、先ほど町長がたまたまあれしたきお聞きします。対等合併いう答弁がありましたけどね。まあこれ質疑やきにこんなこと言うのもあれつですけれど、自分は初めからね、もう合併反対やったがや、これは。やらないかんことをやらんずつに、時たま、時の町長がね、合併せなあやっっていけんき言うき、ほんで自分言わせてもろうた。町長、それは夜逃げぜよいうて。自分らやらないかんこともやらんずつに、合併したら楽になる。そんなはずはない。いうこととともに、現実佐賀が、住民の人らも何にもかんにも、前と言うたら大方の方へ持っていられる。今になってそんなことを言いよう。分かり切ったこと、こんなことは。ほんでそれが自分ね、ええとか悪いとかいうがやないです。そういうこと的前提があつてのことやもんでね。

ほんで自分、質疑であれするのはよね、一次産業が大事なときになつちよるにもかかわらず、同僚、藤本議員が先にも質問したようによね、1人の課長でね2つも3つも。それはやれんことはない。やれんことはないけれど、ほんまにこの町がよ、元気になるために努力できるかいうたらね、人間やき限界があるきよ、自分はね、せんいうがやないけどできんと思う。にもかかわらず、こういうあれになつちよります。

もう1回自分、まあお二人からも質問ありましたけどよね、統合した根拠。財政的なことともありましたけれど、元になるもの、それをお聞きします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、今回の海洋森林と建設課の統合のうちで、建設課をまちづくり課と統合ということも考えられるのではないかというご指摘もいただきました。

こちらにつきましてはですね、確かに議論には乗せなければならないことだと思います。実際に話が出なかったわけでもございません。しかしながらどうしてもですね、緊急対応であったりとか、あるいは比較的佐賀地域はインフラ整備が進んでおりますが、まだまだ完了とは至っておりません。よって、建設関係を所管する課が佐賀地域にはどうしても必須であるという判断の下で、まちづくり課との統合は行わなかったということでございます。

それから大前提のお話ですが、すいません、自分は申し上げたつもりでしたが、要は人が減ってきて地域の力も下がっていくと。それから、民間企業の投資余力も少なくなり、そして経営体としての力も減少していくと。そういう中で、リーディングカンパニーとしての黒潮町役場がしっかりと地域をけん引していかなければならない。そのけん引していく力ですね。要はそれが組織力であり機構。機構に基づいた組織力であり、それがひいては住民サービスの提供能力だと思っております。

その中で、先ほどもおっしゃっていただきましたが、例えば一次産業を重要視して、この海洋だけを切り離すことができないかと。余力のあるときだったら検討もしなければならぬと思います。しかしながら、今のうちの行政組織、それから計上さしていただいております予算規模、それからこれまで消化してきた予算。こういったことを考えますと、1課1係という組織をこの組織体の中で有する余裕はないというのが現実でございます。よって、これからも統合は進めていかなければなりませんし、限られた人員という枠組みの中でいかに住民サービスを最大化していくか。そういう機構の検討というのは、これで終わりではなくて、常にこれは検討していかなければならない案件だと思っております。

それからもう一つは、この組織条例、この77号の所には出てきませんが、後ほど教育長との関係で、地方教育行政との関係とも関連したり、あるいは子ども・子育ての新制度。こちらに関連して、保育行政の方を教育委員会の方へ移管することにもなっております。こちらは当然のことながら、今、担当している職員は誰が行くかは別にして、属人的なことは別にして、教育委員会の方に1ポストが増えるということがございます。あるいは所管される、内包される人員というのは、保母さんは全員、教育委員会の部局に移るわけですから。なので、頭数だけで本当に、どの地域へ配慮だとかということではなくて、根幹となる。これは議員がご指摘いただいているとこだと思いますが、こういう課の統合を進めるというのは、組織全体の住民サービスの提供能力をいかに低下させないか。あるいは、いかに向上させていくか。こういう観点でございます。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

10番（明神照男君）

まあ、ねえ。自分よう言わせてもらうように、黒潮町株式会社やきね。ほんで、そこで町長が社長やきよ、ほんで町長のお考えで進めることはね当然のことです。

ただ、まあ昔からよういわれるいうたらおかしいけど、別に町長に執念がないいうがやないですけど、執念のある人は可能性から取り組むいうてね。だんだん人口が少のうなりよう。けどそれを元気にするには、黒潮町を元気にするにはどうやったらええかいう、その可能性。可能性を元にして執念を燃やす。執念のない人は困難な問題から言いだす、という言葉があるらしいです。自分も聞いた話やき。

まあそういうことで、一応その町長のお考えのね、今度の機構のあれは分かりました。

議長（小永正裕君）

以上でよろしいですか。

質疑はありませんか。

（明神議員から「はい」との発言あり）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第77号の質疑を終わります。

次に、議案第78号、黒潮町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定についての質疑はありませんか。

矢野君。

15番（矢野昭三君）

第4条のですね、これは第4条の2項第1号ですね。いじめの防止等に関する機関及び団体に属する者がありますが、こういう機関があるのか。そういう団体があるのか。

質問します。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

お答えを致します。

特に目的を持って活動している団体等があるわけではございませんけれども、一応、連絡協議会等の構成の団体は、想定していますのは、まず学校、教育委員会、児童相談所、法務局、あるいは警察等を想定をしております。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

10 番（明神照男君）

今、川崎の、ああいう事故というか事件というかね。

議長（小永正裕君）

これ教育厚生ですね。すいません。

教育厚生委員会でまた質疑してください。

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 78 号の質疑を終わります。

次に、議案第 79 号、黒潮町保育の実施に関する条例を廃止する条例についての質疑はありませんか。

森君。

11 番（森 治史君）

お伺い致しますのは、今までが保育料のことが保護者負担金から、今度、使用料という名目が変わります。で、今までですと、預けてる保護者の方からもいろいろと不平が出てきておりましたように、滞納が続いても来年度、前年度滞納があったご家庭も、申請があれば、お宅は滞納があるから受け入れはできませんというようなことができないということです。ずっときてましたが、この法の改正によって、そのように滞納があった所のご家庭の幼児とか園児さんが入所の受け付けがどうなるかという点と。

結局、健康福祉課からこれ教育委員会に代わると思うんですが、所管が。そうすると、やっぱお金の管理は教育委員会が収納すると思うんですが。

その 2 点についてお伺い致します。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

質問にお答えします。

まず、その滞納があったら入所できるかどうかというご質問ですが、基本的に、保育の必要性の認定を受けた方が入所することになりますので、滞納の有無には直接的には関係ないというふうに理解しております。

それと、所管が来年度から教育委員会に代わるというところですが、滞納の整理につきましては、既に税務課が中心となってやるというふうに組織の中で受け渡しをするようにしておりますので、来年度以降も、所管

が教育委員会になった以降も、滞納分については税務課の方で対応していくようになると考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第79号の質疑を終わります。

次に、議案第80号、黒潮町立保育所設置条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第80号の質疑を終わります。

次に、議案第81号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第81号の質疑を終わります。

次に、議案第82号、黒潮町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第82号の質疑を終わります。

次に、議案第83号、黒潮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第83号の質疑を終わります。

次に、議案第84号、黒潮町立大方児童館に係る指定管理者の指定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第84号の質疑を終わります。

次の、議案第85号、平成26年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑は分割して行います。

初めに、歳入の質疑を行います。

初めに、歳入のうち、1款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、2款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、3款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、4 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、5 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、6 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、7 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、8 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、10 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、11 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、12 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、13 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、14 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、15 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、16 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、18 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、20 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、21 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで歳入全部の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行ないます。

初めに、歳出のうち、2 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、3 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、4 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、5 款の質疑はありませんか。

矢野君。

15 番 (矢野昭三君)

委託料の中でですね、2,253 万 3,000 円減額ですが、減額の理由と、どういう仕事を委託しておったのか。それから、その中身ですね。

それで、どこへ委託しておったのか。

議長 (小永正裕君)

産業推進室長。

産業推進室長 (門田政史君)

それではご質問にお答え致します。

まず理由ですけれども、事業申請にあった場合に即対応するために、概算で予算要求をさせていただいておりました。結果、申し込みが少なかったので残ったことになっております。

そうしまして、あと、どこに委託をしたかということでございますけれども。件数で申しますと、8 件の委託を行っております。それぞれその内容としましては、販売促進、販路開拓、営業力の強化。そういったソフト的な事業を委託しておりました。

以上でございます。

議長 (小永正裕君)

矢野君。

15 番 (矢野昭三君)

答弁不十分。どこへということ。どこへ。

議長 (小永正裕君)



産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

千鳥ヶ浜工房、明神フーズ、缶詰製作所、土佐ジローの養鶏場、道の駅なぶら土佐佐賀。そして、別の雇用拡大プロセスの事業の方で、缶詰製作所、そして処遇改善プロセス。こちらが、土佐佐賀産直組合と缶詰製作所。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

多種多様にわたっちょりますが、その申し込みがなかったという理由、原因ですね。何をどう育てるかというその目的があって、こういう委託予算を組んじょったがですか。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

失礼しました。

この事業につきましては、地域の実情に応じた多様な人づくり、それを支援するために、雇用の拡大するために必要な人材の育成する事業や、賃金の上昇や正規雇用化の促進。そういった処遇を改善するために達成する事業を委託することになっております。

そうしまして募集ですけれども、ホームページであったり広報に掲載して、一定募集をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

もうちょっとね、その先ほどの答弁のところで分かりにくいので。

何かね、地域の何とか言われてもよく分らないですけど。例えば、土佐ジローが何の関係があるがですか、地域にとって。具体的によ、そういう多種多様にわたっておるもので、中身が我々には分からない。町民には。

だから、どういう目的、狙いの下に、その土佐ジローとか、ほかいろいろあったでしょう。今、幾つもね。それだけでは分からないので、こちらは資料がないので。どういうこと。そればあ多種多様にわたってやれるような、こなせるようなことなんですかね。簡単に。これ、少なくとも県内、国内に通用するような人材育成やなかったら意味ないでしょう。どの程度のことを狙いにして、その予算執行する上でよね、そういう目的をどの程度に考えてやったんですかこれ。減額しゅうけど。ほんとは使う必要があるがやけど、よう使わったというところではないの。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

この事業につきましては、雇用拡大プロセスというものはですね、失業者を雇用して人材育成をしていく事業でございます。

そして、処遇改善プロセスといいますのは、賃上げや正規化等の処遇改善を目指して実施する事業でございます。双方ともに人材をいかに育成するか。そういったことに力を入れておる事業でございます。

そして、ご指摘のありました、予算が使えなかったのじゃないかということでございますけれども。そうではございませんで、必要があれば、応募があれば、それにお応えするべく予算を組んでおりましたけれども、こちらが見込んでおったほど申し込みがなかったということでございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、6款の質疑はありませんか。

明神照男君。

10番（明神照男君）

この6款、43ページの目で水産業振興費の所の、節で19負担金と補助金の所の、種子島周辺対策事業補助金が697万5,000円減なっちゃうのが、その原因は何ですかね。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

種子島につきましては、機種の変更とか入札減ということで、海鳥レーダーから航海レーダーに変えたとか、そういう機種の変更等です。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、7款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、8款の質疑はありませんか。

矢野君。

15番（矢野昭三君）

46ページですね、委託料、公有財産購入、補償補填、いずれも減額になっておりますが。

社会資本のその整備というのは急がれる課題として取り組んでおりますが、この減額の理由ですね。

それから、急傾斜の工事負担金。その下の。

いずれも、理由を伺います。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは矢野議員のご質問にお答えを致します。

13の委託料から22の補償費まで、トータル的には実績に伴うものでございます。

特に委託料につきましては、予定しておりましたメニューについてはすべて消化しまして、入札減等が主になります。

17節の公有財産購入費につきましては、用地費の分を80万減額をしておりますけど。これにつきましては、平成25年度予算の分で1名分先行して先にお買い上げしたので、この分が減額となりました。

それから22節の工事補償費の関係でございますけど。これにつきましては、残土処理場の流蓄木の補償等を計画しておりましたが、今年については実行致しませんでしたので250万の減となっております。

また、ほかの所の計画しておりました路線の所の補償費の、例えば電柱移転の分とか、そういうのが実績による減等もございます。

それから急傾斜の負担金につきましても、これにつきましては佐賀、大方地域の急傾斜。場所的には、佐賀地域は川奥、大方地域が蜷川のテラナロ（寺奈呂）、また有井川の負担金になりますけど。これも実績による減でございます、一部繰り越しになった箇所もありますので、それに伴うものでございます。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15番（矢野昭三君）

答弁をいただく中でね、黒潮町、この議会答弁いただく中で、予算消化というて答弁しゅう。課長だけやないですよ。予算は執行するものです。

だから、消化言うとな、あんまり感じ良くないですね。予算は執行ということで、そのように答弁いただきたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、9款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、10款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、11款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、12款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出全部の質疑を終わります。

次に、第2表繰越明許費補正の質疑を行います。

初めに、2 款の質疑はありませんか。

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

一番上のがですが、PCB の廃棄物の処理事業というので減額というか繰り越しになっておりますが。

これは九州の業者に何か頼むということで確か予算組んだと思うんですけども、なぜこれが繰り越しせないかんことになったのか、ちょっとよく分かりませんのでお知らせください。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

藤本議員のご質問にお答えします。

PCB の廃棄物処理費でございます、現在、順番待ちということになってございまして。ここで落としますと、いつその申し込みの順番が来るか分かりませんので、繰り越しをさせて順番待ちをしている状況でございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

順番待ちというのはよく分かりましたが、結構時間がたつてると思いますし、あの庁舎の横へ保管されておるということを聞いておりますが。

まあ、こういう毒物的なものを長期にわたって保管するのは大変だろうと思いますし、目安としてはいつごろ。まあ順番待ちであってもですね、何番ぐらいでどれぐらいのスピードで進んでいるか分かっておると思いますので、いつごろに処理をされる予定ですか。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

現在のところ未定でございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、3 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、4 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、6 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、7 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、8 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、9 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、10 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、11 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、第2 表繰越明許費補正の質疑を終わります。

次に、第3 表地方債補正の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、第3 表地方債補正の質疑を終わります。

これで、議案第85 号の質疑を終わります。

次に、議案第86 号、平成26 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第86 号の質疑を終わります。

次に、議案第87 号、平成26 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第87 号の質疑を終わります。

次に、議案第88 号、平成26 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第88 号の質疑を終わります。

次に、議案第89 号、平成26 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第89 号の質疑を終わります。

次に、議案第90 号、平成26 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第90号の質疑を終わります。

次に、議案第91号、平成26年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についての質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第91号の質疑を終わります。

次に、議案第92号、平成26年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算についての質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第92号の質疑を終わります。

次の、議案第93号、平成27年度黒潮町一般会計予算についての質疑は分割して行います。

初めに、歳入について質疑を行います。

初めに、歳入のうち、1款の質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、2款の質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、3款の質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、4款の質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、5款の質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、6款の質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、7款の質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、8款の質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、9款の質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、10 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、11 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、12 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、13 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、14 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、15 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、16 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、17 款の質疑はありませんか。

藤本君。

#### 9 番 (藤本岩義君)

34 ページの下から 3 行目ですかね、総務費寄附金の中にふるさと寄附金。つまり、ふるさと納税という所ですが。

これが枠取りで 1,000 円とは書いてますが、26 年度は現在時点で何件で何円、歳入がっておりますでしょうか。

というのはですね、本年 2 月 17 日の高知新聞によりますと、高知県の納税額、つまり寄付金ですが、第 1 位は奈半利町で 2 億 1,175 万円、1 万 4,392 件と報道されておまして、ほんとにうらやましい限りです。まあ、これは全国 19 位。1 位は長崎県ですかね、平戸市ということで 12 億ほどあるようですけれども。お返しにですね、特産品を贈っているようでして、商品が間に合わないと掲載されておりました。

1 月でしたか、NHK テレビでも報道されておりましたこのふるさと納税でございますが、テレビでも、町の税収に匹敵する寄付があり、子育て支援等に使われてですね、保育所の送迎バスとか、そういうのに大いに活用されておりました。国も、この枠をですね 2 倍にするという話も出ておりますし、そこのテレビの中での話でもありましたけども、市町村の知恵の出し合いとまでいわれております。

全国にあります返礼品情報サイト、ふるさとチョイスというのがございますが、そこで私ものぞいてみまし

た。のぞいてみましたが、黒潮町は特産品なしになっております。この付近の宣伝も、もしやっておられるんでしたらきちっと宣伝すべきではないかなと。

ここの歳入増に、どういう考えをもって町は臨んでおられるでしょうか。支出の方はですね、返礼は20万円予算を確か組んでおったと思うんですが、歳出の方で。どういうふうに対応されておるのでしょうかね。

ほとんど町のホームページも載ってませんが、奈半利町はこんな厚いホームページできちっとふるさとの特産品をですね、宣伝をしながらです。それで、約半分に近い金額で奈半利町の特産品を購入して、地域の産品をですね町が買って、それを町外に贈ってですね。なおかつ、これが宣伝効果があつてですね、いろんな形で購入されて、もう地域の作っておるお母ちゃんやお父ちゃんらの所はてんてこ舞いというように聞いております。やはり、地産地消とか地産外消といわれるときですね、この付近はものすごく効力があり、なおかつ町にですね、この寄付金が入ってくる。非常に使いやすいお金として入ってきますので、財政が乏しい黒潮町としてはですね、もうちょっと積極的に取り組むべきではないかなと思います。

もう一つのサイトにCityDO!というのがあると思うんですが。そこには確かに、ふるさと納税特典いうところで、寄付金5,000円以上5万円未満、郷土料理セットという載ってますが、写真は全く載ってません。

そういう取り組みはですね、お金をそれほど掛けずに町内の産品の地産外消ができると思いますし。例えばカツオのたたきとかですね、産直では小さいキビナゴらを使ったですね産直の品々は結構売れておるようですが、そういうものとか自然塩。この太陽の恵みを持ってですね、作っておる黒潮町の塩など。それからシメジやエリンギ、黒砂糖を含めてですね、多種多様な商品もあります。他にないようなものもあると思うんです。その付近の地産外消に持っていくためには、この制度を利用するのが一番手っ取り早い。極端に言えば、ただで月刊誌や週刊誌にですね、そういう週刊誌やサイトもあつてですね、大いに宣伝をしていただけたらという所があります。なおかつ宣伝をしていただけて、町にもメリットがありますし、この地域にもメリットがあります。

ちなみに、25年度決算書を見ますと290万ほど歳入がありましたが、26年度も若干増えておるようですが、どれぐらいになっておるのでしょうかね。この付近の対策をやっぴりきちっとすべきじゃないかなと。

どんな思いで、ここの所に1,000円の歳入の枠取りぐらいで考えておられるのか。歳出の方は20万組んでおりますし、矛盾もしますので。

よろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

藤本議員のご質問にお答えします。

平成26年度のこれまでの実績でございますけれど、3月5日現在での数値で、延べ37名の方から、現在325万3,000円の寄付金、頂いてございます。

それから、予算の1,000円の枠取りですけれども。この場合、なかなか調定というものもできませんので、枠取りを1,000円取っているところでございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

藤本君。

9番（藤本岩義君）



いや、今質問したのはですね、当然粹取りのこともですけど、どういうふうを考えていくかというところ  
です。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えをします。

ふるさと寄附金につきましては、特産品、うちの方も金額に合わせて特産品をお贈りしております。まあお  
礼としておりますけども。

その特産品の内容によりまして、消費者といいますか、寄付をしてくれる人がかなり全国的に選んでおる実  
態もございます。特産品の吟味をしてですね、この特産品がいいから寄付をするというような方も、かなり増  
えておられるようでございます。

これからですけども、うちの特産品、議員の言われる塩とかですね、そういうふうなものの中に入れるとか  
検討をしながらですね、拡大ができればということを検討していければというふうに思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

先ほども申しましたように、やはりこれはですね、地産外消の大きな力になっておることは間違いないがで  
す。今、黒潮町の収入といいますか、それが約8億ぐらいですけれども、それに匹敵するぐらいできておる町  
もございますので、これは有効に活用しないとイケない。相当出遅れておると思います。他町村に比べれば。

特産品も贈っていただけるということで安心はしておりますが、ここのサイトの中で見ますと、黒砂糖やラッキ  
ョウ漬け、サトウキビ酢ですか、そんなようなものを贈っていただけるようですが。これだけじゃなくですね、  
今副町長もおっしゃられたようにたくさんの町内産品があります。これを宣伝する力にはですね、これものす  
ごくになりますし、それをですね、やらない手はないと思っております。これを本気で取り組む気があるかどう  
かということなんですよ。

それから、先ほど言いました、高知新聞にも載ってございましたし先ほども言いました、ふるさとチョイスと  
いう所はですね、特産品なしになってるんですよ。やっぱその付近は、そういう所にきちっと宣伝をしてい  
く。ただで宣伝効果がありますので。それから、ホームページにその特産品をやっておるんでしたらですね、  
こういう特産品を差し上げますと。ももとの趣旨からは間違ってるかも分かんませんが、それをするること  
によってですね、黒潮町の物品というか産品がですね、全国的に認められる部分も出てくるがですよ。缶詰も大  
事でしょうか、そういうところであればですね、自然とそういうふるさと産品が生きてくる可能性としてはあ  
るがです。

そのことをやっぱり相当重要視してないとですね、難しいと思いますが、それは考えられるんですかね。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えをします。

今ご指摘のありました、PR でまだ PR ができる所、抜けている所がご指摘のようにありましたら、またそこ  
も検討してPR、ホームページなどに載せていくということに致したいと思っております。

先ほども言いましたように、かなり消費者といいますか寄付して下さる方は選択をしていることにございます。そこでうちの特産品が認められるかということにもなろうかと思ひます。範囲を広げていということとは検討もしていきたいというふうに思ひます。

以上です。

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、18 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、19 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、20 款の質疑はありませんか。

明神照男君。

10 番 (明神照男君)

この 39 ページ、それで節の 4 で、EM 原材料等戻入金いうかね、38 万 5,000 円。

これはどういふお金ですかね。

議長 (小永正裕君)

教育厚生委員会に付託されます。よろしくお願ひします。

(明神議員から「はい、分かりました」との発言あり。その後の発言も、教育厚生常任委員会への付託事項のため却下)

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、21 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳入全部の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行ないます。

初めに、歳出のうち、2 款の質疑はありませんか。

西村君。

3 番 (西村將伸君)

1 目一般管理費のうちですね、これは決算書にもあるんですけども、この 10 節交際費ですけども。これは何年前から、この交際費が組まれてるんですけども。

(議場から何事か発言あり)

47 ページです。10 節にあります交際費ですけども。

この決算でも、99 万円ぐらい町長、それから副町長も若干使われたようですけども。これの主な支出先とい

うか、そういった内容が分かればですね、お聞きしたいと思います。

それから、まあ議長にも50万ぐらい予算組んでるんですけども、そういった内容が分かれば。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、町長交際費ならびに副町長交際費、支所長交際費について。議長交際費は、少し答弁しづらいというところがございます。

大体公のですね、会合とかがあったりの後の懇親会とかで正式にご案内いただく分、書面をもってご案内いただく分。

それから、さまざまな町内の各種団体からのお招きであったり、地区からのお招きであったりしまして、そういったときにお酒を使わせていただいたり、そういったところが主な支出先ということになります。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

西村君。

3番（西村将伸君）

これは先ほどとは違うんですけども、6目企画費のうちですね、これ53ページになります。報酬の分です。1節ですけども。集落支援員、また、地域おこし協力隊員というところに予算組まれておるんですけども。

この地域担当制職員との連携を恐らく図られておると思うんですけども、そういったときの連携の方法とか。またそれから、役割分担ということがよく私には分からないものですからお聞きしたいんですけども、もし分かれば。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは西村議員のご質問にお答えします。

53ページ、6目の企画費、報酬の内訳でございます。

まず、集落支援員401万7,000円。これは集落活動センター、北郷と佐賀北部のその経営活動を援助していただく人の2名でございますので、職員の地域担当との直接のかかわりというのはございません。

そして、地域おこし協力隊ですけれども、598万円の内訳でございます。現在1名を、蛸瀬川流域の地域づくり協議会で1名雇用してございます。あと、新規採用者2名を予定してございまして、合計3名の費用をここに59万8,000円組ませていただきました。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

藤本君。

9番（藤本岩義君）

54ページですが、13の委託料のこの一番最初に、マイナンバー法対応例規整備支援委託というのが載っていますが、黒潮町はもうマイナンバーを取り入れるんですかね。基本的にいつから取り入れる予定になってるのでしょうか。

それからですね、19節の中ごろいうかちょっと下の所に、通知カード・個人番号カード関連事務委任負担金

と書いてるんですが。この通知カードと、よくいわれる国民創生番号制の個人ナンバーと住基ナンバー、今後どうなっていくんですかね、黒潮町なんかは。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

藤本議員のご質問にお答えします。

まず54ページ、13委託料の冒頭、175万円、マイナンバー法対応例規集の整備の委託でございます。これは、平成25年5月に成立致しました、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号に利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴いまして、平成27年、本年の10月から施行されることになってございます。そのための黒潮町の条例の改正が伴いますので、条例改正が特定個人情報をより厳格な保護措置を講ずるための条例改正が1件と、新たに、個人番号の独自利用を行うための条例の制定が必要となってきます。そのための委託費をここに組みさせていただきました。

関連致しまして、19負担金補助及び交付金の通知カード・個人番号カード関連の事務委任でございます。これは、マイナンバー法の施行になって個人一人一人にカードが配られることとなりますけれども、その製作費用を、地方公共団体情報システム機構といった全国組織でございますけれども、そこに作成費の負担金ということでここに組みさせていただきました。

この負担金ですけれども、平成27年に428万ということでございますが、2年間要しまして28年度にも、また応分の費用をここに計上させていただくことになります。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

そしたらこのカードは、よくいわれております個人番号になってくるんですけど。

これにはあれですか、国保とか医療情報、この付近もはめていけるようになると思うんですが、その付近の活用も考えておられるんですかね。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

お答えします。

現在のところ、税と社会保障に限っての運用ということで聞いてございます。

新聞紙上を見ても、その後の活用のようなことも予想されるというふうには書かれてございますけれども、現在、税と社会保障に限ってのマイナンバー法ということになります。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

宮地君。

6番（宮地葉子さん）

最初、51ページです。51ページの15節工事請負費。

最初にですね、集会所施設整備工事、300万挙がってますが、これはどこの集会所で、どのような工事なの

かがまず1つ目。

それから次にですね、52 ページです。25 節積立金ですが、同和対策施設使用料調整基金 427 万 1,000 円ですが、これは何のための基金で、どこの施設になるのか。

それから次にいきますが、53 ページ、その同じ積立金の所ですけど下の方にですね、防災対策加速化基金。これは大きな金額ですが、どんなことにこれは、基金ですが使うのかお尋ねします。

もう一つ。54 ページですけど、54 ページの工事請負費がありますね、600 万ですが。集落活動センター整備工事ですが、これはですね、どこで、どのような工事になるのか。

これについてお尋ねします。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

宮地議員のご質問、お答えします。

集会所の工事請負費でございます。これは不特定でございます。例年の実績をかんがみて、ここに計上させていただきます。

そして、最後にご質問のありました 54 ページの工事請負費 600 万でございます。これは、集落活動センター佐賀北部の常設販売店舗を計画してございまして、その費用でございます。

そして、同和対策基金と防災加速化基金につきましては副町長の方からご答弁させていただきますので、よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えをします。

同和施設の使用料の調整基金でございますが。これは佐賀の共同作業所ファクトリーコスモ、そして、大方のじいんず工房が同和対策事業共同作業所としてありますので、そこの使用料を積み立てて、後年の補修費等に充てていくということになろうかと思ひます。

そして、防災対策加速化基金ですけども。現在、緊急防災・減債事業債と、起債を利用して事業を、避難タワーなどを行っております。その事業を起債の借りた部分の 30 パーセントについて、県の交付金がございます。それをこの基金として積み立てて、後年度、また防災事業として一般財源分に充てていくというふうな計画でございます。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

10 番（明神照男君）

51 ページの委託料で、公共施設等管理計画策定業務。それから同じあれですけど、今度、総合センターの管理委託。それから、総合センター耐震設計管理委託。

これ、どのような業務を委託するがですかね。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

明神議員のご質問にお答えします。

51 ページ、公共施設等管理計画策定業務でございます。これは、町内町有財産を抱えているこれまでの公共施設、随分老朽化を迎えたものもたくさんございまして、それを今後、どのように活用していくか。あるいは廃止するのか、再利活用か。そういったことの計画を作らなければならなくなってございます。そのための費用をここに計上させていただきました。

まず、全体の状況を把握致しまして、更新か統廃合か、あるいは長寿命化か、まあさらに使っていくかといったこととございますけれども、それぞれの地域でのまたご意見等もお伺いしながら、その施設の利活用といったことを、ここの管理計画に挙げていくようなこととなります。

これは策定の期間は、今後おおむね 10 年間といった設定でやってまいります。そういったこととございます。総合センターの耐震等につきましては、地域住民課長にお願いします。

議長（小永正裕君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

私の方から、総合センターの管理委託について。

この部分につきましては、佐賀地域の総合センター、社会福祉協議会の方に管理を委託しております。これは従前から、その部分を委託しておりますので、例年どおりの計上でございます。

次の、総合センター耐震設計管理委託ですけれども、この部分につきましては 26 年度に耐震設計をしております。で、実際、工事の部分につきましては 27 年度となりますので、この部分は管理のみの、管理業務の委託でございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

西村君。

3 番（西村将伸君）

すいません、まとめて言えばよかったですけれども。

この 51 ページの先ほどの委託料ですけれども、そのうちの大方球場運営等管理委託というこの委託先と。

それから、59 ページになります。これ 19 節の負担金補助及び交付金とあるんですけれども、この中に、窪川高校振興会費、また大方高校教育振興会費とあるんですけれども。黒潮町の進学先を見よううちに、窪川高校いがを私は妙に、ここ最近皆無のように思うんですけれども、どういった。まあ、これは継続の予算振り分けなのかなと思うんですけれども、そういったことが分かれば。

その 2 点、お聞きしたいと思います。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは西村議員のご質問にお答えします。

51 ページ、13 委託料の大方球場運営管理の委託でございます。203 万 9,000 円でございます。

内容と致しましては、球場全般の予約の受付事務。これまで総務課総務係の方でやっていた業務、そのほとんどをここに委託させていただきました。NPO 砂浜美術館の方に業務委託をするようにしてございます。除草

作業ですとか球場の清掃、あるいは土の補充とかいったことも、すべてこの中に含ませていただいてございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

（議場から何事か発言あり）

副町長。

副町長（松田春喜君）

失礼しました。お答えを致します。

大方高校と窪川高校の振興会への補助金でございますけれども、今のところ、幡多地区補助金審議会等という協議会がございます。そこに振興協会の方より申請がございまして、そこで審査をいただきまして、そこで額も決定して各市町村に下りてくるというふうな額になっておりますので、ご理解ください。

よろしく申し上げます。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

10 番（明神照男君）

56 ページ、節で 21 の貸付金、地域再生資金貸付金という項目で 397 万かね。

これはどこへ、どういう団体へ貸し付けるがですかね。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

明神議員のご質問にお答えします。

ページは 56 ページの、21 節貸付金でございます。これにつきましては、町内でいろいろなイベントをやっている団体がございます。もどりガツオ祭、あるいは、まちおこし事業でなぶらとか、坂折が、地区がこいのぼりのイベントをやっておりますけれども、そのイベントの経費をやる際に、資金がございません。先にこの貸付金でお金を貸し付けを致して、その後、イベントをやる収益によってまた返していただくということで、そういったことに利用する予算でございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、3 款の質疑はありませんか。

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

77 ページ、委託料の所に、あったかふれあいセンター事業委託というのがございますが、27 年度は何カ所なんでしょうか。

それともう 1 点は、買い物弱者と申しますか、その付近もあったかふれあいセンターは、買い物とか医療と

かいうところで非常に連れていっていただけると。非常に喜んでおられる方が多いわけですが。

ただ、拳ノ川にありますあったかふれあいセンターではですね、その地域住民の方たちの経済圏といいますか、買い物とかそういうのは元気なときには佐賀の方にも行きますし、四万十町にも行くわけですし。ほんで商品とかそういうのも含めてですね、たまには四万十町にも行きたいという方もおられますが。

その付近らも含めてですね、そこで利用されてる方のご意見などを伺ってですね、対応はできておるのかどうか、というところをちょっと教えていただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

お答えします。

あったかふれあいセンター事業につきましては、平成27年度も3カ所のあったかふれあいセンターを運営することで予算の計上をしております。

それと、買い物、病院などの通院で外出支援という支援をやっておりまして、利用者の皆さま、交通の便が悪い地域にもありますので、利用者の皆さまに喜んでいただいております。

その中で、こぶしのあったかふれあいセンターにつきましては、議員がご指摘されますように町外へ、特に窪川の外出支援を求める声は多数あると聞いております。ただ、町としましては町内業者の育成であったり、町内の活性化というところがありまして、町外への輸送は今現在やっておりません。

北郷地域にしましても、やはり四万十市へ、例えばサニーマートへ行きたいとかいうニーズは当然あるところですが、町内業者の商業であったり病院であったりの活性化というところもありますので、あったかふれあいセンターでは外出支援は町内に限定をしておるという運営をしております。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

藤本君。

9番（藤本岩義君）

今の件ですが、確かにそのとおりだと思いますし、町の経費を使っていますので町内業者優先。これはもう当然の話だろうと思います。

しかし、先ほども言いましたように、そういう形で今まで生活をしてきておりますので、なかなか佐賀だけでは。例えば店に行っても、佐賀のJAにあります商店に行っても商品がないとかいうこともあってですね、結局、また家族の者とか隣接の人らに積んでいただくとかいう方法で行きよるわけです。

ほんで、基本的には今課長がおっしゃられたように、町内で買い物というのは基本だと思いますし、それは崩すわけにはいかないと思うんですが、まあたまにですね、たまに車でそういう所を通っていくというような方法もできるんじゃないかなと思います。もうしょっちゅう、その買い物支援でそちらへ行くというのは、これは町の数少ない経費から出しておる事業でございますので、それは難しいかも分かりませんが、たまにはですねそういう希望とかいうのも。まあせめて、同じ方が大半行っていますんで、月に一度ぐらいはですねそういう所も行くというのも大事なかなと思いますし。また、町外の所にあります桜とか、そんなもの見に行くこともいいんじゃないかなと。

そういうのを兼ねてですね、買い物支援のプラスアルファとしてできないもんかなと思うわけですが、いかがですか。



議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

お答えします。

議員がおっしゃっておられる意味は大変よく分かりますし、ニーズも高いところではあります。

で、先ほど申し上げましたとおり、町外への、例えば買い物支援などの場合は公共機関とうまく連携を取って、あったかふれあいセンターは町内まで、町外に出たい場合は公共交通を使うという仕組みで対応をしたいというふうに、基本的には考えております。ただですね、緊急を要する場合であったり、そのへんはまた例外的な考えに立たなければならぬと、そのように考えております。

で、余暇等について、例えば桜の名所のダムの所に行きたいとかいうことはまた別途、行事みたいな形で検討をしていきたいというふうに考えます。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、4款の質疑はありませんか。

矢野君。

15番（矢野昭三君）

ちょっとこの使い分けされちゅう部分があるので分かりにくいんですけど、4款ですので102ページですか。ここの102ページの6款環境衛生費のうち役務費のうち、不法投棄等処理困難物処理1万1,000円。それからですね、104ページから105ページにかけてですね、ここにも2目の塵芥処理費の中の役務費のうち、不法投棄処理手数料5万とありますが。

この違いとですね、これ誰が、所有する土地の上にこういうものがあるのかですね、お聞きします。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（金子富太君）

まず102ページ、環境衛生費の12、役務費の中の不法投棄等処理困難物処理ということなんですけど。これは主に、海岸等を清掃したときにですね出てくるタイヤをですね、持って行って処分するものを計上しております。

続きまして、105ページの塵芥処理費の中にあります、役務費の不法投棄処理手数料5万円ですけど。これは、町有地の所に不法投棄とか置かれておるテレビ等リサイクル等。そういうものが出てきたときの処分を計上しております。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15番（矢野昭三君）

これでですね、102ページの方の所ですね。海岸というのは行政財産だと思うんですが、町以外の。町が管理する海岸であればいいんだが、町以外の者が管理する海岸についてなぜ、この大切な町民の金をですよ、使うがですか。

一般質問みたいになりましたけどね、今のところはね、甚だ疑問ですねこれ。どういふことですか。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（金子富太君）

議員言われるとおり、不法投棄等土地の管理はですね、基本的に土地の所有者または占有者が、不法投棄等があったものについては当然処分をしていかないかところですけど、町の行事の中で、環境、砂浜の一斉清掃とかをやったときに出てきたものを対象にしておりますので、まあそういうことでございます。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

今までの、その課長とか行政の話はよね、個人の財産の上にある不法投棄物は、最終的には個人が処理しなければならないとある。それじゃあ、行政財産ですよ。行政財産の上にある財産を。海岸というのは大体が、往々にして国、県の管理で、ほとんど県でしょう。その県が管理する土地の上にあるごみを、何で町民の金を使うのか。処理するのに、5,000 億の予算を持ちゅう相手ですよ、県というのは、こっちはたかだか 100 億。どうして貴重な町民の金をそこへ使うわけですか。これ、おかしいやないです。この予算の組み方は。

ごみを処理すること自体は賛成です。だけど、そういうやり方はおかしいと言ひゆうがですよ。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（金子富太君）

ごみの処理につきましては、これまでも言いましたように、まあ当然、土地の所有者なりが当然処分すべきところではありますが、今回の 102 ページに挙げておりますのはですね、浜の一斉清掃とか、繰り返しますけれど町または住民が主体になってですね、声掛けした事業の中で出てきたものですので、まあその部分についてやってるところです。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

森君。

11 番（森 治史君）

106 ページの方をお願い致します。

106 ページの 13 節委託料ですが、一番下の端に精密機能検査委託とありますが、これはどのような内容のものを検査委託されておるのか。

お伺い致します。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（金子富太君）

お答えします。

精密機能検査委託でございますけれど、これは灘の所にある衛生センターなんですけれど、平成 10 年に稼働しております。それから約 17 年ぐらい経過しております、これをですね、今後の整備方針とか設備がどうなっているのかということの検討をしてから、ちょうど今、地元等との協定期間が平成 30 年 3 月までとなっておりますので、今後の方針を検討するための調査委託となっております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

西村君。

3 番（西村將伸君）

105 ページのこの委託料ですけれども、塵芥収集委託と、それと最終処分場の廃棄物処理委託です。

これ、塵芥収集の委託というのは2業者だったと思うんですけど、それぞれに組まれた予算と。それから、最終処分というこれは佐賀のパイロットということをお聞きしたんですが。

この処理する、また内容というのがちょっと分からないものですから、その内容をお聞きしたいと思います。

（議場から何事か発言あり）

議長（小永正裕君）

西村君、また委員会の方でよろしくをお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、5 款の質疑はありませんか。

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

ここの報酬と賃金とを組んでおりますが、特にこの機構対応分でしたかね、補正で落としちゅう、同じその所ではないかと思うんですが。

これは、予算要求するについては相当厳しく査定してちゅうはずですけど、この中身は本当にええがですかねこれ。これ補正したばかりです。補正はこの今回の議案へ挙がっちゅうがですよ、26 年度分が。だから 27 年度分も予算組むときに、議会に対し予算要求するときの考え方としてですよ、どれくらいの積み上げ、かっちりやっちゅうがですかね。

それと、その中身ですが、25 年まではですね、雇用創出基金事業比較表とかいうこういうのを出していただいて、議会に対してちゃんと説明資料が付いておりましたが、今回はどうも、そういったものの説明資料が少ないわけです。なぜ、こういうものが今回は付いてないのか。大西町長が代わったわけじゃない。代わっちゅうのは、副町長が代わっちゅう。こういうことでは、私たちは町民から聞かれたときの説明ができないんですね。一番困るのは、それ、ほかのことも関連するので。今回の防災関係なんかも資料頂いてますけど、その中身はありました。けど、地図がない。だから、位置が分からない。まあ、それは後になりますけど。全体的にですね、こういうような説明資料、こういったものを前回は頂いておるんですよ、ちゃんと、ある。で、こういうのはね、きちっと出してもらわないけません。結局、議員活動の中で町民の方と、町民というのは主権者なんですから、お金は町民のお金ですね。その方に、この議会でお聞きしたことを報告させていただくときに、住民の方からいろいろ聞かれても私らは答えようがない。避難道とか都市防の関係で大変私は難儀致しましたが、住民の方が詳しい場合がある。ものによって。

だからですね、この明細は頂きたいし、この項目についてきちっとお答えいただきたい。中身を。どこへ、どんな形で委託するのか。それから、26 年のときも言った、5 つ、6 つばあ項目をだらだらだらだら言われましてけど、それではなかなかね、頭へ入りません。困ります。そういうことで、ちゃんと資料を基にもらいたいんです。

今回は、今、この場においては口頭でお答え願いたいし、議長、この資料をですね、今まであったものが今

回は付いてない。だから、これはずっとほかの資料も踏まえて、ぜひ議員の方へ資料提供するようにお願いします。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

まず、2 目の方の雇用対策基金事業費でございます。ここの委託料、地域人づくり事業委託というのが、去年と比べると大幅な減になっております。提案のときにもご説明しましたが、ふるさと雇用創出基金、この基金事業が終了したためでございます。

で、去年のその資料につきましては、その基金事業の明細を資料としてご提供したものというふうにしております。

そして、107 ページの報酬、賃金等でございますが、例年組まさせていただいておる予算でございます。

機構対応分というふうに書かせていただいております。これは現在、機構というのがですね、産休、育児休業等の職員が今現在 5 人もございます。そういうこともありですね、緊急に臨時雇用等が必要な場合がありますので、そのために例年組まさせていただいておる予算となっております。

よろしく申し上げます。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

そのね、今言われた機構というのは、この予算要求書の説明資料の中にこの機構というものが出てないし、機構とは何ぞやという説明もないですね。だから、資料を出してくださいということを先ほども申し上げたわけですよ。資料を出さないんですか。そういった資料は出せないんですか。その中身がね、分らんがですよ。

あ、ここに機構書いちゅうね。ごめんなさい、書いちゃいました。これは訂正します。633 万 4,000 円の中身を、もう少し詳しく言ってもらいたいわけです。

26 年の今回ののがで減額しておる予算の所じゃなかったですかねこれは。違うちよつたら、また違うちゅうと教えてください。

そのように申し上げます。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

機構対応分というのは先ほど申しましたとおり、どこの職員が緊急に、臨時的に休業になるか分からないということもございます。そして、いつからということも想定できない場合もございますのでなかなか積算が難しいところではありますが、予算要求時等の日数等の積算根拠はございますので、後ほど、矢野議員の方にはご提供させていただければというふうに思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

森君。

11 番（森 治史君）

108 ページです。上の方で、商工観光用務で 184 万 1,000 円の賃金が組まれておることと、これはどこへ出すお金なのかと。

それから、雇用対策と、そして基金事業としてですが、基金ですが委託 480 万で地域人づくり事業委託となっておりますが、この委託先はどこにされるのか。

そして内容として、地域の人づくりということで農業を重視してるのか、漁業をやるのか、それとも販売の方をやるのか。そういう人づくりの委託だと思っんですが、その内容をお願い致します。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは森議員のご質問にお答え致します。

まず、108 ページ最上段にございます商工観光用務の臨時職員賃金でございますけれども、これは商工観光係に雇用する臨時職員でございます、商工観光係で工事請負であったり修繕料、また観光イベント等の業務が日常的にございまして、そういったことのサポートをしていただく臨時職員を雇う考えでございます。

続きまして、地域人づくり事業委託の件でございますけれども、委託先としましては、有限会社土佐佐賀産直出荷組合、それと株式会社黒潮町缶詰製作所、この 2 カ所でございます、今年度のこの事業につきましては 26 年度に事業を採択して行っている事業所が対象となっておりますので、26 年度に事業を行っていただいたこの 2 つの事業所が対象ということで事業をするようになっております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、6 款の質疑はありませんか。

森君。

11 番（森 治史君）

農業費の方ですね、はい。農林水産の方ですね。

111 ページの 13 委託料 677 万 4,000 円ですが、これは庭先出荷をされている方が何件あるのか。その預かったものをどこに出荷されているのか。

それから、それを集荷に行ってる、車で取りに行く方が何名に委託されておるか。

それと、112 ページになりますけど、この中の下から 5 段目ぐらいの所に、中山間地域等直接支払交付金 2,081 万 2,000 円が計上されております。これはどの地区に。大体何カ所かあると思いますが、その地区は何カ所なのかをお聞き致します。

それと、121 ページの一番下に 21 時貸付金がございますが、水産業経営資金貸付金。これは 8 倍保証のあれだと思っております。その下側にあります、高知県漁協運営貸付金 500 万が組まれておりますが、この内容。県漁連への貸し付けの内容と、まあ水産とのお願致します。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

それでは森議員の、庭先集荷に関するご質問にお答え致します。

まず、どこに出荷しているかという内容ですが、にこにこ市、ふれあい市、ひなたや、まごころ市に出荷しております。それで、出荷されてる方は70名ぐらいの方がおいでます。

それと、集荷に当たっている人数については、3名で集荷に当たっております。

それと、112ページの中山間直接支払交付金についてですが。これはですね、中山間地域等直接支払交付金事業につきましては、25年度につきましては10地区を対象に交付金を交付しております。25年度ですね、直接支払の3期分といいますか、それは25年度に終了致しまして、今度、新たに26年度からは4期目ということで、新たに開始をされます。

それですね、また内容的にも一部、急傾斜も入りまして、内容がちょっと変わります。それでまた地区への説明にも入りますので、その4期目に手挙げられるかどうかというところはまだはっきりはしておりませんが、予算的にはその10集落の予算を組んでおります。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

高知県漁協の貸付金ということで500万ということで、26年度から予算計上しております。

これにつきましては、県一漁協が経営が厳しい、経営改善計画等を立てて経営しているということで、佐賀統括支所を支援するというので500万を運営資金として充てております。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

10番（明神照男君）

111ページの、節で負担金補助及び交付金の所で、全国らっきょうサミット大会負担金が14万2,000円と、それから農地地図情報システム負担金。

このらっきょうの関係についてはどういふような。まあ、サミットですきに分らんこともないがですけど、どういふような大会か。

それから、その下の農地地図情報システム負担金。どういふ作業いふかね、ここがしておるのかいふことと。

それと、121ページの、森議員の質問とおなじようなあれですが。先ほど、課長の説明では26年度から高知県漁協に貸し付けていると。ほんでこれは、普通貸付の場合が単年度貸し付けで、年度末には1回入って、それからまた翌年度再度、まあ今年度の場合やったら500万を貸し付けているのか。それとも、26年度も500万、ほんで今年度も500万いふような形の貸し付けなのかいふことと。

それから、高知漁協の場合は、うち、黒潮町ね、佐賀とか伊田とか上川口。黒潮町だけではなしに、ほかの市町村も加入しておるわけですが、その市町村、他の市町村でもこういう貸し付けをやっているのかどうかをお聞きします。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

それではご質問の、111ページの全国らっきょうサミット大会負担金14万2,000円についてですが。この負

担金につきましては、今回、このサミットというのは全国規模、まあラッキョウの産地の所が集まって開催されております。それで今回は、JA 高知はたの方が主催をするというような内容になっておりまして、それに組み込むに当たって、開催地を大阪の市場で実施するということになっております。それに対する負担金でございます。

それと、もう1点の農地地図情報システム負担金ですが、これは米需給調整総合対策の関連で、今事務局がJA 高知はたの方で、そのJA 高知はたの管轄内の事務局を担っていただいております。そこにシステムがありますので、そこに対する負担金でございます。

以上です。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

漁協への貸付金のことですが、これは4月に貸して、3月に返ってくるということです。

それから、佐賀統括以外での貸し付けをやっているかどうかということですが、これについては調査をしておりません。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

10 番（明神照男君）

まあ、調査してないということですし分らないと思うがですけど。

けんど普通ね、まあ相談があらあね。ほいたら、うちだけかよ、ほかのどこもこういうあれをやってくれるがかよ、というようなことは聞かあね。ほんで、まあほかのどこもやりよるいうがやったら、ほいたらうちもやらないかんねとか、ほかのどこはやりよらんとか。ほいたら、うちだけなぜやらないかんろうかねとかいうように、普通やったらやるがやけんど、まあ聞いてないいうきにあれですけど。

いやこれ、まあ高知漁協だけやなしに、どこも今漁協らも厳しい中で、それで機構改革やないけんど、うちの場合はやっぱ漁業がね、大事なきいう思いもあつての貸付金やとは思いますが。ほんで、それはそれでまあ理解できるがですけど。ほかのどこもやりよるかどうかいのを、これ漁協に聞いたら分かることやもんで調べていただきたいということと。

それから、説明いただいたがですけど、この議案の説明のときにね、よう聞き取れらった部分で、やっぱこの121ページのこの負担金、補助金の項目の中で、カツオ水揚げ促進事業補助金500万。それから、これは水揚げの1パーセントをどうやろこうやろということまでは分かったがですけど、よう分からなかったもんで。

それから下の、佐賀漁港活餌事業補助金1,960万、これをどういうように。まあ大体、話は分かるがです。餌が高いき、ほんでそれにまあちょっとでも安うしていうようなことは想像つくがですけど。まあ、そういうこの運用の形。

それからずっと下がって、これも毎年まあ出よるがですけど、土佐さがカツオビジネス創造事業補助金180万と、ほんで、水産物地産外消推進事業141万ね、これも事業のあれは分かるがですけど。

ただ一つ、去年あたりも、まあ言うたら売りとうても売るカツオが取れんような状況いうかね、問題が出てきちよる。ほんでそこで、せっかく取ってきたものを値段良うに売るいうか、買ってもらいうか。そういう

ことを目的にした事業ということは分かるがですけど、ただ自分思うのは、残念なけどよね、これ南の漁師の問題でね、南の漁師は、もうカツオとマグロが駄目やったら釣る者がおらんがです。ないがです。その点、北の漁師の人はね、まあサケから始まってよ、ほんでサンマがいかにかイカがある、イワシもある、サバもある。それから、北海道の人らコンブもあるとかね。まあ、ニシンはどこへ行ったやらいう歌の文句もあるように、もうあんまりようないけどニシンにもある。そういう代わりの漁業があるわけよね。

ほんで自分ね、今言うように売ることも大事やけどよ、売ることも大事やけど、やっぱカツオ漁業が駄目やったら、ほいたら黒潮町の漁師の皆さんがよ、こういう事業をやらないかんがやないかよというようなところへお金を使うようなこと考えないかんときになってきたように思うもんで。

ほんで今のこの2項目、これでどれくらい効果がありよるか、お聞きします。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

貸付金額については、また後日、調査してお答えしたいと思います。

500万のカツオ水揚げ促進事業補助金ですが、これについては24年ですか、それからの経過どうか、取り組みは、カツオの水揚げにおいて、マグロ等赤ものには使用しておりません。カツオの水揚げのみについて、佐賀漁港であった分について水揚げの1パーセントを補助するというものです。

それから活餌事業補助金ということですが、これについては1,960万。980万ずつ県と町が負担して行うもので、活餌の供給の対策協議会を去年12月に設立しました。これについては、6月のあの集中豪雨のときにカツオの餌が死亡しまして、300万程度の被害を受けました。そのとき、県漁協から委託を受けた業者の方が、高齢化とリスク対策でその委託を返上したいということで。それを受けまして、12月にこういう協議会を立てて、町と、その協議会の中身については町、それから漁業者、それから商工会等が入って、それから漁業の代表者が入ってこの協議会をつくっておるものですが、その水揚げ、イワシの単価の差額ですね。差額赤字分を町と県が補てんして、去年12月の21日ですか、第1回を家島から入れましたが6,500円。前回までは8,200円等で売ってましたですけど6,500円で売って、赤字補てんを町と県が行うというもので、水揚げ促進うか町への、佐賀漁港へのカツオ船の誘致を図るもの、それから地域経済の効果を呼ぶものとして、この事業を入れております。

それから、土佐さがカツオビジネスの創造事業ですが。これにつきましては、販促促進ということで80万。それから100万は、10月の第3土曜日に行ってます、もどりカツオ、これに100万を使うものです。その80万については、例年行ってます、岡山、鹿児島にも行きますけど、東京、大阪ですか。そういう方面へのカツオの販促活動で、黒潮一番館におけます漁協女性部等と一緒に販促活動を行っておるものです。

それから、水産物地産外商推進事業。これにつきましては、対象事業として佐賀のカツオ、入野のアカモツですか、これを対象として販売促進を掛けておるものです。これについては東京、大阪のシーフードショーとかイベント、それからデパート、そういうところで販促活動を取り組んでおるものです。

以上です。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

10番（明神照男君）

今、500万のカツオ水揚げ促進事業。ほんでこれは、カツオだけいう説明がありました。

ほんで、まあ自分思うがは、カツオ船が釣ってくるのはカツオだけやないかね。やっぱトンボもある、シビ



もあるということが1点と。

それから、地元の船と、それからよその船よね、外来船ういかね。そういう船との問題。ほんで恐らく、同じように出しよと思うがです。

自分前にね、組合の理事させてもらいよったときからもね自分言わせてもろうたのは、外来船にはねよけやっちゃらないかんが。これは。あの人らはね、入ってきてくれざったらゼロのがやきよ。あの人らが入ってきてくれるいうことはね、地元の漁協にとつたらね、もうけもんながやきね。これは。ほんで自分、うちの組合でもよ、普通はね地元の人優先するわけよ。けんど、そうやないぜよと。地元の人も優先しちやらないかんけんど、あれしちやらないかんけんどよね、よそから来てくれる人こそ優先しちやって、そういう人にどんどんどん、ああ、佐賀へ行ったら、例えばのあれが歩金が安いとかよ、いうような。結局、自分らが船をよそで入れても、そこも大きな要因なってくるがやきね。あそこへ行たら手数料が安い、漁協の水揚げ負担金が安い、いうことを大事にして水揚げもあるがやき。

いうことでね、自分、先ほどカツオだけいうことやったけれど、まあこれはそのルールをよ。要は、カツオやのうてもかまん、何でもかまん、よその人が、まあ地元もあれですけんど。よその人が水揚げしてくれることに対することを主の目的にしてね、この500万は自分、生かしてもらいたいと思うがです。地元の自分ら組合員はよ、揚げるががある面では自分らの漁協を維持するに義務やきに。いうことで、その500万の問題。

それから、まあこの餌の問題ね。餌も、自分らも使わしてもらうき、これありがたい制度です。ただまあね、こんなこと言うともたあれですけんど、その先にの自分質問にも聞いていただいたようにね、カツオ、カツオで餌を取って、安うに売って、ほんで漁業者の経営を助けるいうことも大事です。それはそれでやっていただくことを自分は否定するがやないけれど。繰り返しますけんどね、これに代わる、カツオ、マグロに代わる、黒潮町としてどういう漁業をこれからよ、考えないかんか、今取り組まないかんかいうところへね、自分、お金使うていただきたいように希望するがです。

そういうことで、今言う500万の問題ね、できたらそういう形でやっていただきたいと思うがです。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

カツオ500万ということで、外来船に手厚くするということですが。これにつきましては、佐賀漁港への水揚げ促進ということで、この1パーセント助成と、カツオ活餌ですか、それを一体化させて、相乗効果ということで入れるということで行っております。

そのほかにも、まあ誘致。佐賀の港に入ってほしいということで船間電話ですかね、佐賀への漁模様を伝えるとか、漁協職員が伝えるとか。それから、佐賀へ入港したときの船員の風呂ですね、そういうのも整備しておりますし。それから、買い物に行きたいときはワゴン車を使うということで、町の車を払い下げしてですね、そういうものを使って船員の便宜を図るとか。そういういろんな対応を取って、少しでも佐賀の漁協に水揚げをしてほしい。そういう思いで、こういう事業は取り組んでおります。

また、外来船に手厚くということですが、これについてはまた検討したいと思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

15番（矢野昭三君）

120 ページの工事請負費ですが、資料は頂いております。ただ、これは文言の計画書でございますので、場所が分からないんですよこれは。

だから以前に、何年前か、2、3年前には平面の上にここをやるんだというような地図を頂いたような気がするんですが、それとこれと全くおなじかどうか、ちょっと確認のしようがございませんので。場所は違ってもいいです。この予算がどこでやるのか。

説明資料を頂いた分では、浜町とかいうて書いてますけど、これは浜町も広うございまして、どこやら分かりませんので。そのへんが分かるものでいいですので、大体まあこの辺だよというような地図を頂きたいわけです。

これは何もこれだけやないですよ。先ほど言いましたように、私は総務だから防災の避難道路は発言は控えておりますが、同じことなんですよ。これも頂きたいわけですが、いかがでしょうか。

それとですね、先のちょっと5款の所、私勘違いしちよりまして、委託のつもりで物を言いよりまして、ちよっと勘違いがありました。おわび致します。

以上、ここの工事請負費の場所、どこなのか。平面図で示して説明をお願いします。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

後ほど、また平面図等で配りたいと思っています。

この中身については、横浜下分の避難路、浜町集落道ということで、また後日、図面等を配布させていただきます。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

山崎君。

8 番（山崎正男君）

私は6、3、2の、ページが121ページの502万6,000円の漁業生産基盤維持向上事業費補助金というのがありまして、説明によりますと水揚げ施設の整備ということで、継続でやられているということですが。

内容はどのようなものですか。教えてください。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

漁業生産基盤維持向上事業費補助金502万6,000円。

これにつきましては、田野浦の荷さばき所の改修、それから入野漁港のフォークリフトの購入、この2件でございます。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

山崎君。

8 番（山崎正男君）

その田野浦の荷さばき所というのはですね、全面的な改修というか取り扱いになるがですか。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

全面的な改修は考えておりません。部分改修です。面積をちょっと縮小して、改修を考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

ページ 123 の、負担金、補助金の関係ですが、公共工事負担金 1,080 万と、県単工事負担金 120 万 5,000 円がございしますが。

公共工事の負担金も継続、それから佐賀漁港も継続ということですが、これはいつまでに終わるような事業なのか。また、内容もどのような内容か。教えてください。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

これにつきましては、佐賀、田野浦漁港の改修ということで、期間についてはちょっと、ここに資料を持っていませんので、また後日それしたいと思います。田野浦、佐賀の港の改修です。

議長（小永正裕君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

どのような内容か。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

中身については、田野浦についてはしゅんせつ、突堤しゅんせつ。それから佐賀については護岸、それから砂岩の導流堤、そういうのの改修工事です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、7 款の質疑はありませんか。

森君。

11 番（森 治史君）

125 ページの方の委託料ですけど、ちょっと、どういようにこれを理解したらええかちょっと苦しみましたんでお伺い致します。

委託料の一番最後の所に、道の駅指定管理委託費 218 万が計上されております。で、今、町が持つてる道の駅が 2 カ所あります。

普通考えると委託じゃなくて、指定管理者のどこへ貸しちょうがやから金が入ってくるという想定で、私は考えておりました。これはどのような解釈になるのでしょうか。その道の駅指定管理委託費として委託料が 218

万組まれておりますが、これの内容をお願い致します。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

森議員のご質問にお答え致します。

この委託料の内容ですけれども、指定管理を委託しまして、その施設を管理していただくものでございまして。中身としましては、トイレの管理であったり、情報コーナー、駐車場、それと一般的な管理費、そういったものの積み上げでございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

森君。

11 番（森 治史君）

情報センターのトイレとか何とかという話がありましたけど。

そうしますとこれは、道の駅のトイレのこの管理委託というように解釈したら、2 カ所あります、道の駅のトイレの管理ということでしょうか。

今、まあ多少来たお客さんには情報も発信せないかんでしょうから、その委託料ということですね。でしようか。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

失礼しました、説明が足りておりませんでした。

この委託料はですね、なぶら土佐佐賀の委託料でございます。ビオスの方は入っておりません。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

森君。

11 番（森 治史君）

今、なぶらだけということでしたけど、なぶらの場合は外にあるトイレがありますが。

それならば、ビオスの方の道の駅の前、ひなたやさんの前にあるのは、公園管理がやってるから、公園管理の委託の中で県が出しているの町が出してないということによろしいのでしょうか。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

はい、おっしゃるとおりでございます。

そして補足ですけれども、なぶらの方もトイレだけではなくて、そのほか駐車場であったり施設の管理費、そういったものもこの委託料の中に含まれております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

127 ページの、入野海水浴場潮流調査委託 241 万 5,000 円。

これはね、確か何年か前に予算化したけど、しなかったことが確かあったやに記憶してございますが、この中身はどういうことでしょうか。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

この入野海水浴場の潮流調査でございますけれども、ご存じのように入野の海水浴場、潮流が速くて遊泳が危険な状態でございますして、しばらく遊泳禁止、海水浴場としては使用しないことになっておりました。このたび、入野漁港の方のしゅんせつ工事がございましたので、その砂をその海水浴場の所に持ってまいりまして、潮流の速さを抑える手だてを致しました。その結果がどうなってるのかを調査する委託でございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

西村君。

3 番（西村將伸君）

126 ページのですね、商工振興費のうちの、これは上の方にあります、21 節貸付金です。これは商工会への経営資金貸付金という 1,000 万となっておりますが、これ、これの 10 倍の範囲で地元の商工業者が融資していただく。そういった資金だと理解してるんですけども。

ただ最近、商工会等の取り巻く環境を調べようと、国等の制度にあるマル経とかそういったところの金利等がかなり安くてですね、この町の貸付金のこの金利がそれほど下がってないと。どっちかいうと、利用者がそちらの国の方に利用が変わっていきようというふうに聞いたわけですけども。

ぜひ、これ佐賀の商工会を私、お世話させていただきよううちはかなり利用者がおったわけですけども。その中でやっぱり金利等含めて、地元の商工会について融資してもらえると。そういった使いのうの勝手がええという形でかなり利用されておったんですけども、最近はその利用者が増えてきよらんようにお聞きしちようわけです。そういったことの実態調査をですね、まあこうして予算組んでくれることは大変ありがたいことなんですけども、そういったことをされておるかどうか。

なお、もし金利がですね、このゼロ金利に近いときに、高ければ地元の銀行等に金利下げをお願いしていただきたい。そういった思いで質疑しておるわけですが。

そのへんの取り組みのことをお聞きしたいと思います。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

西村議員のご質問にお答え致します。

まず、現在の貸し付け状況でございますけれども、26 年の 1 月末現在では 6 件、貸付残高で 979 万 4,000 円となっております。

先ほどおっしゃっていただきましたこの金利の調査というのは、現在はできておりませんので、これから少し時間を頂いて調査したいと思います。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

10 番（明神照男君）

先ほどの矢野議員の質問にもあった件ですが。あそこは前にも、まあ自分聞いた話では、海水浴、あこで泳ぐ人が、沖出しの潮があつて危険ということらがあつて、潮流を調査しだしたかというように聞いた記憶があるのですが。

あそこあれですかね、将来、その海水浴場として利用するか活用するかね、する考えがあるがですかね。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

この調査の目的は、潮流調査を致しまして安全性が担保できれば、また海水浴場として現地を利用したいと思っております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

10 番（明神照男君）

ほいたら将来的には、あそこをまた海水浴場として活用するかね、そういう考え方があると。

いや自分ね、あれですけど、臨時議会で問題になった、あかつき館の屋上。あそこには子どもさんというかね、まあ若い人らがあこでローラースケートか何かあんなことするきに、まあ漏水の問題らも含めてやとは思うけど、あれ 300 なんぼぐらいかね、お金余分に掛けて、あれはエポキシやったかね換えたとかいうこと。けど、あこへは禁止という札があるがよね。ここではそういうことをやってもらふと困りますいう、館長さんの。それと一緒にね、あそのの、仮によ、潮流なんぼ調べても、まあこれ単純なこと言えんがですけど、調べて安全なるいうがやないがやきね。安全かどうか。

ほんで、まあおっしゃるように、まあ言うたらあそこに沖出しの潮流がなかったら海水浴場として利用するいうお考えみたいですけど。けど、今までそればあね使うてないところで、今からまあ入野の浜で人がたくさん来だしたきによ、海水浴場に利用しようかと。しかし、潮がどんなか分からんきまあ調べてみないかんねいうがやったら、調査いう意味が分かるがです。けど、あこは怖いぜよということがもう前提になっておる所の潮流をずうっとこれ、まあ 200 万余りお金掛けて。まあ年度で言うたら来年度、ほんで再来年、次どうなるか分かりませんけどよ、もう危険ないことが分かっちゃうとこで。ほんでこれも、あそこで海水浴してもらうことが入野の浜にとってはもう大事なことやと。それでお客さん呼ぶことが大事なことやとかいうような目的もあつての調査やったら分かるがですけど、そこまでのあれがないがやったら、ほんまにこれ無駄言うたらいきませんけど。けど、そういう一つ一つのね、この委託料とか負担金とか補助金とかいうようなことが、もう今、この室長さん、夕張の問題から始まってよ、国の方針で地方自治体の財政の問題で出てきよるわけやきに。

ほんで自分、くどい質問になりましたけどよね、あそこを利用するいうても、けどそんな怖いとこということがあったもんで、再度質問したことです。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

今のご質問にお答え致します。

この海水浴場は、以前はその沖出しの潮があり、危険な状態であったので遊泳禁止にしておりました。ただ、その原因は恐らく、砂が掘られて潮流が変わったことだと推測しております。そうしまして、あの入野漁港での砂のしゅんせつがございましたので、その砂を海水浴場に養浜致しました。

その結果、今回の調査で安全性が確保されれば、海水浴場としてまた利用したいと。そういったことでございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

ほかにありませんか。

森君。

11 番（森 治史君）

今の、同じように海水浴場の件が1点ですけど。

議長（小永正裕君）

森君、すいません、3度終わってますね。

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

この際、13時15分まで休憩致します。

休 憩 11時 47分

再 開 13時 15分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

先ほど配付致しました資料は、会議規則に関する条文でございます。質疑の際に、その条文を参考にして質疑を行ってください。

よろしくお願い致します。

それでは次に、歳出のうち、8款の質疑はありませんか。

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

この今頂いた資料によりますと、町長から出てきたものは町長にということになっておりますので。

町長、134ページですね、15節工事請負費2億7,650万。これはですね、一応口頭で当、参考資料の中で当の説明ございましたが、現地がよく分からない所があつて困っております。

で、頂いた資料と、それから説明いただいた副町長からの説明もございましたが、ちょっと資料とは違う用語も出てまいりましたので。場所についてですよ。そのへん、分かるようにしていただきたいわけです。口頭でやるとなかなか難しいので、これは。後でよろしいですが、位置図ですね、位置図で結構ですので、それを頂きたいわけですが、いかがですか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

ご指摘いただきました、15 節工事請負費の社会資本整備総合交付金、こちらのことやと思いますけど。複数個所で、口頭説明でなかなか追いつかない所について、いわゆるボリュームの大きくて個所数が多い所。こちらにつきましては少し内部協議をさせていただいて、どの程度のボリュームのものについて資料を提出した方が円滑に進むのかということ、ちょっと協議させていただきたいと思っております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

135 ページの河川総務費の 11 節で、河川維持費 80 万とございますが、これはどういうことでしょうか。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは矢野議員のご質問にお答えを致します。

河川総務費の 11 需用費、河川維持費でございますけど、修繕料に当たるかと思っております。町の河川のしゅんせつにですね、堆積している河川に 50 万円。それから、上川口の河川の蜷川線に河川プールがございますが、そのしゅんせつに 30 万円を見込んでおります。両方合わせまして 80 万円の予算計上でございます。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

139 ページにも、15 節、これは都市環境整備事業というてありますので、これも先ほどと一緒にございます。

要は、場所を分かるような資料を頂きたいので、よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

場所の方は、また後ほどお配りします。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

森君。

11 番（森 治史君）

139 ページの 15 節工事請負費の所ですが、4 億円の防災広場と新庁舎横ということで書いてありますが。ここ、横が西の方の深いたねだと思いますが。

こうやって予算挙げてますけど、地権者の方ともう煮詰めたじゃなくって、こうやって公費挙げてきておりますので、売買契約までできておるのかどうか。

防災広場のあれで庁舎横となっておりますので、私の間違いかもしれませんが、西の方の深いたねの方のことなんでしょうか。それとも、後ろ側の山の方に向かってのたねののでしょうか。

ほんで、まあここまで挙げてきてることですから、地権者との話もついて合意をされてることだと思いますが、なかなかまだ同意が得られてないような話も多々聞きますのでそのことと。

城山の造成工事費がこの 2,393 万程度でできるものか。まあ公有財産購入が 2,700 万、ここも城山住宅宅地



造成用地ということになっておりますので、完全な工事にこれだけの安い金額で完成されるのでしょうか。私は、恐らくあこを造成するには、少なくとも小学校のグラウンド 16 メートル、16 メートルなかったかな。ぐらいか、小学校の校舎ぐらいの建ってる位置ぐらいの高さまでの海拔で工事を進めていくものか。

そこのところをお伺い致します。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは森議員のご質問にお答えを致します。

防災広場の方でございますけど、場所的には新庁舎予定地の北の方になります。

用地につきましては現在、総務課の方の庁舎建設係の方で交渉等を行っております。

それから、城山宅地造成の工事請負費でございますけど、現在、ここは約 6,000 平米の開発予定にしております。新しく大方改良バイパスに伴いまして、藩下線の代替道路が左の方へつきますけど、高さ的にはですね、小学校の入り口付近の高さぐらいになるうかと思えます。

工事請負費の方も、今も概算で積算した金額を計上してしますので、今後、詳細設計等に入りましたら、また多少増額等もあり得るかもございません。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

10 番（明神照男君）

同じ所ですが、一応不勉強で、再度お聞きするようなるか分かりませんけど、この防災広場。ほんでここ、何か前にも図面か何かで頂いたがやなかったかと思うがですけど、どれぐらいの面積。

それから、一応その広場での収容人口うかぬ。まあ、いろんな災害のケースがあると思うきに単純にはいかんと思うがですけど。

それからもう一つは、そこへ逃げていく避難対象者のエリア。まあ佐賀からここへ来るわけじゃないですき、この地域やとは思いますがですけど。が 1 点と。

それから、その下の町道新庁舎防災広場線外 1 路線というのがどういような工事、まあ事業なるのか。

それからもう 1 点は、この城山宅地造成工事。ほんでここがどれぐらいのエリア、広さか。それから、宅地ですきに計画の区画数うかぬ。まあ大体 50 軒とか 100 軒とか、そういう計画もあると思うがですけど。

それを質問致します。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは明神議員のご質問にお答えを致します。

防災広場の面積につきましては、約 1.2 ヘクタール、1 万 2,000 平米を予定をしております。この防災広場の中には、多少道路等も入っていきますので接続道路等も入ってます。見込んで 1.2 ヘクタールです。

ここの収容される対象人数でございますけど、ここは主に入野方面の方々が避難される予定となっております。

それから、城山の宅地造成の面積につきましては、先ほど言いましたように約 6,000 平米を予定してまして、

区画は今のところ9区画、80坪あたりで9区画を予定しております。

それから、町道新庁舎防災広場線外1路線でございますけど、ここにつきましては2億5,000万計上しております。大方改良バイパスの分岐からですね、庁舎の方へ上がっていく、北の方へ上がっていく幹線道路。それから、その右手に今度新庁舎を建設予定しますが、それを回る幹線2号線ということで、外1路線ということで予算計上はしております。

城山宅地の区画数は9区画です。一区画、現在80坪の予定でしております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、9款の質疑はありませんか。

宮地君。

6番（宮地葉子さん）

147ページですが、19節で下の方、下から2段目ですけど、自主防災組織育成支援補助金というのが385万8,000円出てます。

これですね、自主防災組織を育成するということの補助金ですけども、例えば避難活動みたいながを育成しながら支援していくのか何か、どのように使うのかなと思ってお尋ねします。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、宮地議員のご質問にお答えしたいと思います。

自主防災組織の育成事業につきましては、年度計画を実は平成32年まで自主防ごとに立てておりまして、防災資機材の補助とかをしております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

小松君。

1番（小松孝年君）

146ページと147ページで、13節委託料と15節の工事請負費の中にヘリポート整備工事とありますけれども、これはどこにつけるヘリポートだったのですかね。

情報防災課長（松本敏郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

このヘリポート関係の予算は、平成27年度に鈴地区を予定しております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

藤本君。

9番（藤本岩義君）

1点は今のヘリポートの関係ですが、まあヘリポートの工事場所というのは、もう用地は確定されたと思っ

ておるんですが。そこは、地域には2カ所の要望があったと思ひまして。

1つは、すぐに集落に近い、お宮の近くだったと思ひます。しかし、そこは工事が大変だということで、現在の予定されておる所になったと思ひんですが。用地の方はもう大丈夫なんではないか。

それと、ヘリポートが集落から若干離れますので、このヘリポートがせつかくできてはいいですね、地域の人たちがそこに行けるとか、あるいはそこへのアクセスするためには道路が、おさかな街道がですねきちっとした整備がされてないと行けないと思ひんですが。もう既に石が落ちてくるとか、ストーンガードとかいう網をやってるところですね、もうさびてから結構土砂が落ちてきたりすることもあるようです。その針金等も地面に落ちておってですね、そこを通うのにも車がパンクするというような状況のようです。その付近は、ヘリポートはできたものの、手前が崩れたりするとですね非常に、まあアクセスができないと、せつかくそこにあっても行けないということになってくると思ひんですが。これに併せての計画、その他はできるんじゃないか。

それともう1点は、その下にある備品購入費の中のAEDですが、これはどこへやられるんじゃないか。

それと、できれば、現在町内にあります公的に買った分。あるいは、そこのお店等が構えた分含めてですね、現在どれまでできておるかということ。

AEDの使い方については、だいぶ前に職員全員に使い方も教えていくということでしたけども、そういうところも対応としてやられておるんじゃないか。

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休憩 13時 31分

再開 13時 33分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

失礼しました。

まず、ヘリポートの用地についてはほぼ見通しがついているというふうに、地域住民課の方で対応してはいますが、確認をしております。

それからアクセス道路、町道でございますけれど。確かに、十分な安全な道ではないかもしれませんが、その管理につきましては、町道管理の中で対応していかなければならないと思っております。鈴の方、なかなか安全な土地がなくて、なかなかやっぱりあの集落からヘリポートを少し遠くへいっております。

それから、すいません、AEDの資料を手元に持ってなくて、この場でちょっと回答できないんですけど、また後ほど示させていただきます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

10番（明神照男君）

147ページの工事請負費の関係ですが、避難誘導板設置工事。

事業は分かるがです。これ、どんな誘導板を作る予定というか計画ですか。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、明神議員のご質問にお答えしたいと思います。

避難誘導板はおおむね2種類考えておまして、一つは避難場所の案内板。町全体の、ここに避難場所があるというふうな大見出しの看板が一考でございます。これが120カ所予定しております。それから、いわゆるサインですね。矢印でこちらですよというふうなこの看板ですけど、これが大きくて900カ所予定しております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

10番（明神照男君）

もう現在、避難の関係の誘導板というかね、それついちょうともあると思うがです。

ほんで、これは前からも自分聞いたことやけど、その避難するところの高さ。あれ早う設置した関係かどうか、佐賀の観音さんあたりのあれは、その避難場所の高さが出てない板らがあるがよね。ほんであれ、自分ら土地の者やったら、それからまあある程度関心のある人やったら、あそこはどれくらいの高さやということが分かるがですけど、そんなあれのない人は。例えば観音さん、あそこがなんぼ、20メートルなかったがやないか思うがですけど、避難場所やき思うて逃げていった。けど、形としていうかね結果として、そこよりか高い津波。津波の高さが、場合によったらそれより高うなるか分からん。ほいたら、その地震の揺れ、大きさによってよね、あ、ここは避難場所やけど、けど、ここじゃいかんよというようなあれが判断できると思うがですけど、高さが出てないきに、そういう判断ができません。

ほんで自分、この工事いうか事業でよね、そういう所が出てないところ。その避難場所の高さが出てないところに対しては、その高さを15メートルとか30メートルとかいうようなものも作るがかどうか。

それから、まあ恐らく今度のあれには、この避難誘導板には、多分その位置の高さとも、避難する場所の高さとも載せた避難誘導板になると思うがですけど、今言うように、今まである所の誘導板。ほんで、高さが無い、高さの表示がないところ。そこらにも、その高さの表示が分かる板を作るのかどうか。

お聞きします。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、明神議員のご質問にお答えしたいと思います。

今のサインの看板900カ所にすべて標高表示をするように今のところはまだ決めてないんですけど、標高表示につきましては、平成26年度の事業でも40カ所ぐらいやっております。

ただ、すべての所を標高表示するとなかなか莫大（ばくだい）な予算になりますので、今回やる看板の事業をうまく使ってますね、標高もできるだけ表示できればと思っております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

藤本君。

9番（藤本岩義君）

すいません、先ほどの回答にちょっと抜かしておったと思ひまして。

AED のその研修いいますか、職員研修をですね AED を使える研修というのがあって、小さいこんなカードをもらえると思うんですが。

更新もしていけないかと思えますけども、その付近は総務の方で多分やられてもおると思うんですが、ある一定年限来たら更新していけないと、取り扱いが違ってきておると思うんですが。それは、先ほど言いましたようにこの AED 備えて、相当多く、至る所にできてきておりますので、職員が率先してやれるように、その AED の研修とかは最近もやっておられるんですかね。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

情報防災課が主催しての職員の AED の研修というのは、平成 26 年度もやられてないですけど、今後、消防署の方のご協力もあって検討することはできようかと思えます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、10 款の質疑はありませんか。

小松君。

1 番（小松孝年君）

10 款で 3 点、質問します。

1 点目ががですね、151 ページの委託料でバスの運行委託の中で、副町長の説明の中で、自分も見ましたがですけど 26 年度予算とほとんどが倍近くになっています。

その理由がちょっと、聞き逃したのかもしれませんが、もう一度お聞きしたいと思います。

それから次、2 点目がですね、156 ページの 15 節工事請負費、非構造部材耐震工事というのがありますが、これはどういった部分を指したものなのか。

それからその下ですね、小学校校舎空調整備工事。これはどこの小学校か。

この 3 点について質問致します。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

お答えを致します。

まず、スクールバスに関してでございますけれども、貸し切りバスの重大な事故が発生したことによりまして、国の方から貸し切りバスの借上げ料金の見直しが通達がありました。それで、いろいろ中身はあるんですけども、時間制と距離を合算した形で借上げ料を算出をなささいという通達がありました。

そうしますと、例えばスクールバスの場合でしたら、実質 1 時間走行であったとしても、走行前に 1 時間、走行後に 1 時間、必ず足して走行時間を算出をなささいと。プラス、距離に応じた地区単価を掛けたもので算出をなささいという通達がやってきました。その結果、非常に、実質 1 時間ぐらいの運行でも、最低 3 時間は経費をバス会社さんにお支払いをしなければならないというようなことで、結果的に倍近くの運行経費になる予想だということになっております。

ただ、これに関しまして我々もスクールバスの運行形態、今後このような形で継続するのかどうか、27 年度

中かけて少し検討してまいりたいと思いますが、年末の通達でございましたので十分な検討もできませんでしたので、当面はこの27年度のこの見積もりの金額でバス会社さんとは契約をさせていただきたいと思っております。

それから、156ページの非構造部材の工事ですが、これは27年度は入野小学校を予定をしております。これまで耐震工事はやりましたけれども、非構造部材、主に窓ガラス、あるいは天井等を指します。地震が発生した際に、割れて飛び散るような部分について工事をしたいと考えております。従いまして今、入野小学校の主にガラスを飛散防止、あるいは耐震ガラスに替えていくという工事になります。この後、中学校の方にもありますけれども、中学校の方も同様な考えであります。

それから、小学校の空調工事ですけれども、27年度は校長室とパソコン室を計画をしております。校長室は、拳ノ川小学校、佐賀県小学校、上川口小学校、南郷小学校。パソコン室は、伊与喜小学校、上川口小学校、南郷小学校を計画をしております。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、11款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、12款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、13款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出全部の質疑を終わります。

次に、第2表債務負担行為の質疑はありませんか。

明神照男君。

10番（明神照男君）

9ページ、庁舎建設プロジェクトマネジメント業務委託。

これはどういうところへ委託するがですかね。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

明神議員のご質問にお答えします。

庁舎建設のプロジェクトマネジメントと委託ですけれども、ここに期間、3年間計画しております。

27年度から本格的に庁舎建設等工事始まってまいりますけれども、あの一団地の6.9ヘクの中の工事、庁舎だけでなくいろんな工事を、どこをどうしてやらなければ工事とか事業がうまく進まないかという、その事業の進ちょく管理。庁舎だけではなくて、一連の事業の進ちょく管理を3年間かけて行うものでございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、第2表債務負担行為の質疑を終わります。

次に、第3表地方債の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、第3表地方債の質疑を終わります。

これで、議案第93号の質疑を終わります。

次に、議案第94号、平成27年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第94号の質疑を終わります。

次に、議案第95号、平成27年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第95号の質疑を終わります。

次に、議案第96号、平成27年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第96号の質疑を終わります。

次に、議案第97号、平成27年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

藤本君。

9番（藤本岩義君）

10ページの所の国庫補助金の所で財政調整交付金、その中に、2節の所に特別調整交付金というてございますが。

これは、特別調整交付金の中で通常の特別調整交付金と、特特というのがあると思うんですが、特特はどれぐらい来られておるのか。最近では、もうなくなっておるのか。

それをお願いします。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（金子富太君）

特別調整交付金ですけど。これは国保直診分、また結核とか精神障害とか、そういう部分の特別調整交付金を見込んでおまして、特特と言われる分は、27年度には見込んでおりません。26年度には特特の申請をするようにはしておるんですけど、27年度は見込んでおりません。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

森君。

11 番（森 治史君）

20 ページをお願い致します。20 ページの葬祭諸費として、負担金補助及び交付金という形で 150 万組まれておりますが、年間、これどういう方が対象になるのか。そして、年間どれぐらいの件数で予算を組まれておるのか。まあ、大体最低限の葬祭費だと思いますので、20 万そちこちだと思いますけど、どれぐらいこういう件数を見込まれておるのか。まあ、どういうときにこれが適用になるのか。

まあ、金がないけん困ったという方もありまして、葬儀のときに、葬儀屋さんを紹介して最低限で、もうお坊さんも呼ばずに出した方もおいでますので、そういう方は対象になるのか。

そういう部分も含めて、あれば教えていただきたいんですが。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（金子富太君）

葬祭費につきましては、亡くなられた方お一人に対して 3 万円で、これは 50 人を見込んでおりまして。

対象になる方はですね、葬祭を行った喪主になる方に対してお支払いをしております。

葬祭の式の内容は問いません。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 97 号の質疑を終わります。

次に、議案第 98 号、平成 27 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 98 号の質疑を終わります。

次に、議案第 99 号、平成 27 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 99 号の質疑を終わります。

次に、議案第 100 号、平成 27 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 100 号の質疑を終わります。

次に、議案第 101 号、平成 27 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 101 号の質疑を終わります。



次に、議案第 102 号、平成 27 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算についての質疑はありませんか。  
矢野君。

15 番（矢野昭三君）

あそこの、これは今の運営の仕方でいいのか、やり方を変えた方がいいのじゃないか、ということで協議した経過がありますが、それはこの予算の中のどこに入っちゃいますろうか。

今後どちらを選択するかという話があってやってきましたが、この予算の中にその方向。現状でいくのか、変えていくのか。そのへんの話した経過がございますわね。予算の段階で。そのことが方向性を示す予算になっちゃうのかどうか。この中にどこかにあるか。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

それではご質問にお答え致します。

平成 25 年度にですね、最適整備構想策定事業ということで機能診断を、集落排水の実施しております。

それで、それをもって今後のことについて検討するということですが、27 年度の予算にはその取り組みは入っておりません。現在、担当の中で協議、検討を進めております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

森君。

11 番（森 治史君）

この施設ですが、まあ一番古いのは蝸川になります。それで、次が出口となりますが。

これが、もうぼちぼち蝸川の方がかなり年数がたつてると思いますが、器具、機器の更新とか、そういうことをしなければ維持管理ができないと思いが、双方、両方にあると思いが、まずは、出口やなくて蝸川から、それに手を着けなくてはいけないと思いが。

そういうような予定を組まれておるんでしたら、大体どれぐらいの予算で、何年ぐらい維持ができるかということが分かればお願い致します。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

お答えします。

そういうことも含めて、先ほどの想定、最適整備構想策定事業で委託をして出しております。それについてはですね、先ほども言いましたように検討してますので、併せて、その事業費も含めて検討していきたいと思っております。

全体的な事業費というのはなかなか詳細になっておりまして、ここでちょっと資料を持っておりませんので、お示しはちょっとようじませんが。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 102 号の質疑を終わります。

次に、議案第 103 号、平成 27 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 103 号の質疑を終わります。

次に、議案第 104 号、平成 27 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についての質疑はございませんか。

明神照男君。

10 番 (明神照男君)

この事業について、この予算書とともに、町長の施政方針のときに情報通信網というところで、本事業は利用料収入により成り立っており、という表現があるのですが。

これは、解釈どう理解するかによっての問題ではないかと思うのですが、普通、利用料収入によって成り立ちよるということは、その利用料で事業が回転うかぬ、続けていけるということの話じゃないかと思うのですが、この予算書では一般会計から。まあ、要は一般会計からも繰り入れせないかんのがこの予算書なっておる。としたら、利用料収入により成り立って、いうことはどうかなと思うがですけど。

そこはどんな意味を持った、この成り立つですかね。

議長 (小永正裕君)

町長。

町長 (大西勝也君)

ご指摘のとおり解釈にはいろいろあるかと思いますが、現段階で成り立っていると言い切ったのは少し言い過ぎだったかも分かりません。

ただ、事業の構造上そうあるべきであるということと、それから最大の収入源といいますか事業運営に対する収入源、この最大のものがある利用料であるというような文章で解釈していただければと思います。

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 104 号の質疑を終わります。

次に、議案第 105 号、平成 27 年度黒潮町水道事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 105 号の質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案を、それぞれの常任委員会に付託します。

総務常任委員会には、議案第 66 号から 77 号まで、議案第 85 号のうち、歳入のうち 1 款から 8 款まで、10 款、11 款、16 款および 18 款の全部。歳入のうち、14 款、15 款および 20 款のうち、総務常任委員会の所管する歳入。歳出のうち、2 款、9 款および 12 款。第 2 表繰越明許費補正のうち、2 款および 9 款。第 3 表地方債補正。議案第 87 号。議案第 92 号。議案第 93 号のうち、歳入のうち 1 款から 11 款まで、18 款および 19 款の全部。歳入のうち、12 款から 17 款まで、20 款および 21 款のうち、総務常任委員会の所管する歳入。歳出のうち、2 款、9 款、12 款および 13 款。第 2 表債務負担行為のうち、総務常任委員会の所管する債務負担行為。第 3 表地方債。議案第 96 号および議案第 104 号。

以上を総務常任委員会に付託します。

産業建設常任委員会には、議案第 85 号のうち、歳入のうち、12 款から 15 款、20 款および 21 款のうち、産業建設常任委員会の所管する歳入。歳出のうち、5 款から 8 款までおよび 11 款。第 2 表、繰越明許費補正のうち、6 款から 8 款までおよび 11 款。議案第 93 号のうち、歳入のうち、12 款から 16 款まで、20 款および 21 款のうち、産業建設常任委員会の所管する歳入。歳出のうち、5 款から 8 款までおよび 11 款。第 2 表債務負担行為のうち、産業建設常任委員会の所管する債務負担行為。議案第 102 号、議案第 103 号および議案第 105 号。

以上を産業建設常任委員会に付託します。

教育厚生常任委員会には、議案第 78 号から 84 号まで、議案第 85 号のうち、歳入のうち 12 款から 15 款まで、20 款および 21 款のうち、教育厚生常任委員会の所管する歳入。歳出のうち、3 款、4 款および 10 款。第 2 表繰越明許費補正のうち、3 款、4 款および 10 款。議案第 86 号、議案第 88 号から 91 号まで、議案第 93 号のうち、歳入のうち、12 款から 15 款まで、17 款、20 款および 21 款のうち、教育厚生常任委員会の所管する歳入。歳出のうち、3 款、4 款および 10 款。議案第 94 号、議案第 95 号、議案第 97 号から 101 号まで。

以上を教育厚生常任委員会に付託します。

以上のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 14 時 05 分